

第2次森の国まつの男女共同参画基本計画

令和元年11月策定

令和6年10月改定

松野町

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画策定の背景	3～7
3	計画の位置づけ	8
4	計画の期間	8
5	松野町の現状	8～10
6	第1次男女共同参画基本計画の総括	10～11
7	計画の体系	12

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会に向けての意識改革	
①	意識改革と啓発活動	13～15
②	教育学習の充実	16～17
基本目標Ⅱ	人権尊重と男女間における暴力根絶	
①	人権の尊重	17
②	あらゆる暴力の根絶	17～21
	～松野町虐待・DV防止計画～	
基本目標Ⅲ	女性の活躍とあらゆる分野における男女共同参画の推進	
	～女性活躍推進計画～	
①	政策方針決定の場への女性参画の推進	21～22
②	女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し	22～24
③	仕事と家庭を両立できる環境づくり	25～27
基本目標Ⅳ	安心して暮らせる活力あるまちづくり	
①	社会的支援体制の充実	28
②	心と身体健康づくり	29～30
③	若者定住施策	30
④	防災分野における男女共同参画の推進	31
数値目標		31

参考資料

松野町男女共同参画町民意識調査結果集計表	33～47
男女共同参画社会基本法	48～53
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	54～64
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	65～73

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とともに進められてきました。平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」は、少子高齢化の進展等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とし、その男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため制定されました。

愛媛県では、平成28年3月に第2次愛媛県男女共同参画計画を中間改定し、女性活躍推進計画を含めて一体的に策定し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現するための施策が展開されております。

このような中、本町においても、社会情勢の変化に対応しながら、男女の性別にかかわらず、お互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合いながら、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保すること、加えて家庭、学校、地域及び職場などにおいて支え合うことが必要であります。

このため、森の国まつの男女共同参画基本計画が平成30年度をもって計画期間が終わりを迎えたことから、これまでの取組を基盤に、新たな課題も踏まえつつ、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現に向けて、「人権尊重と人心緑化の精神」を基本に取り組みしていくため、「第2次森の国まつの男女共同参画基本計画」を新たに策定するものです。

なお、森の国まつの男女共同参画基本計画では、①「男女共同参画社会に向けての意識改革」、②「人権尊重と男女間における暴力根絶」、③「あらゆる分野における男女共同参画の推進」、④「安心して暮らせる活力あるまちづくり」の4つを基本目標として、男女共同参画社会の実現に向けて、各施策に取り組んできました。

男女共同参画社会とは

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

2 計画策定の背景

①世界の動き

1975 年（昭和 50 年）

国際連合（以下「国連」という。）において 1975 年が「国際婦人年」とされ、メキシコで開催された第 1 回世界女性会議で「世界行動計画」が採択されました。そして翌年 1976 年からの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、女性の人権擁護と男女平等を推進するための国際的行動が積極的に始まりました。

1979 年（昭和 54 年）

国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例（女子差別撤廃条約）」が採択され、翌年コペンハーゲンで第 2 回世界女性会議が開催されました。

1985 年（昭和 60 年）

第 3 回世界女性会議がナイロビで開催され、国連婦人の 10 年の評価が行われ、残された課題を解決するための 2000 年に向けてのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995 年（平成 7 年）

北京で開催された第 4 回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。「行動綱領」には、女性の健康、女性に対する暴力、意思決定における女性の参画など 12 の課題が示され、また「北京宣言」では「平等・開発・平和」のためにあらゆる分野における女性の参画を求めることが明示されました。

2000 年（平成 12 年）

ニューヨークで開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」では、これまでの活動を評価・検討し、より一層の行動を求める「政治宣言」「成果文書」が採択されました。

2005 年（平成 17 年）

ニューヨークで開催された第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）では、「北京宣言及び綱領」並びに「女性 2000 年会議」成果文書を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

2006 年（平成 18 年）

東アジアにおける初の会合である「第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が東京において開催され、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

2010 年（平成 22 年）

ニューヨークで開催された第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）では、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価が行われ、女性の経済的地位向上等が決議されました。

2013 年（平成 25 年）

ニューヨークで開催された第 57 回国連婦人の地位委員会では、女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止について協議が行われました。

2015 年（平成 27 年）

ニューヨークで開催された第 59 回国連婦人の地位委員会では、北京会議から 20 年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価が行われ、2030 年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力する宣言文が採択されました。

②国の動き

1946 年（昭和 21 年）

日本国憲法が制定され、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の尊重、男女平等が明記されました。

1984 年（昭和 59 年）

「女子差別撤廃条例」の批准に向けて国内法の整備が進められ、「国籍法」及び「戸籍法」の改正、1985 年（昭和 60 年）に男女雇用機会均等法の制定が行われるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められました。

1987 年（昭和 62 年）

「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1994 年（平成 6 年）

総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」が設置されるとともに、内閣に置かれる「男女共同参画推進本部」が設立されました。

1996 年（平成 8 年）

男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申されるとともに、「男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年（西暦 2000 年）度までの国内行動計画（案）－男女共同参画 2000 年プラン－」が策定されました。

1997 年（平成 9 年）

「男女雇用機会均等法」の改正が行われました。

1999 年（平成 11 年）

「男女共同参画社会基本法」が制定・公布され、男女共同参画社会の形成に係る国、地方公共団体、国民の責務が定められました。

2000 年（平成 12 年）

男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001 年（平成 13 年）

「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組され、「男女共同参画会議」が内閣府に設置されました。

2004 年（平成 16 年）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）が改正され、同法に基づく基本方針が策定されました。

2005 年（平成 17 年）

「男女共同参画基本計画」を改定し、新たに「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定されました。この中で、新たな取り組みを必要とする分野として「科学技術」、「防災」、「地域おこし、まちづくり、観光」、「環境」が提言されています。

2006 年（平成 18 年）

「男女雇用機会均等法」の改正が行われました。

2007 年（平成 19 年）

男女共同参画会議において、「ワーク・ライフ・バランス推進の基本的方向」が示されるとともに、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。また、配偶者暴力防止法が改正されました。

2008 年（平成 20 年）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が改定されました。

2010 年（平成 22 年）

第 3 次男女共同参画基本計画が策定され、経済社会情勢の変化等に対応して、15 の重点分野を掲げ、それぞれについて 2020 年（令和 2 年）までを見通

した長期的な施策の方向性と、2015 年（平成 27 年）度末までに実施する具体的施策が示されました。

2013 年（平成 25 年）

配偶者暴力防止法が改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が改定されました。

2015 年（平成 27 年）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が公布され、国や地方公共団体、労働者 301 人以上の民間事業主に対して「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられ、2016 年（平成 28 年）4 月に全面施行されました。

③県の動き

1979 年（昭和 54 年）

女性行政に関する総合的な窓口として「婦人対策班」が設置されました。

1983 年（昭和 58 年）

「愛媛の婦人対策基本指針」が策定され、女性に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために「愛媛県婦人対策推進会議」が設置されました。また、婦人対策班を改め婦人対策室が設置されました。

1987 年（昭和 62 年）

愛媛県婦人総合センター（現：愛媛県男女共同参画センター）が開館されました。

1991 年（平成 3 年）

男女共同参画社会づくりの中間機構として「(財) えひめ女性財団」が設立されました。

また、愛媛県婦人総合センターが愛媛県女性総合センターに改称されました。

1992 年（平成 4 年）

「愛媛県女性行動計画」が策定されました。

1997 年（平成 9 年）

「愛媛県女性行動計画（改定版）」が策定されました。

2001 年（平成 13 年）

愛媛県女性行動計画（改定版）の目標年度が 2000 年（平成 12 年）で最終年

度を迎えたことから、2010 年（平成 22 年）度を目標年度とする「愛媛男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」が策定されました。

2002 年（平成 14 年）

愛媛県の特長や実態に即して実効性のある男女共同参画を進める根拠として「愛媛県男女共同参画推進条例」が制定されました。

2006 年（平成 18 年）

「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」の中間改定が行われ、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

2009 年（平成 21 年）

「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が改定されました。

2011 年（平成 23 年）

目標年度を 2020 年（令和 2 年）度とする「第 2 次愛媛県男女共同参画計画」が策定されました。

また、愛媛県女性総合センターが愛媛県男女共同参画センターに改称されました。

2015 年（平成 27 年）

国の女性活躍推進法や第 4 次男女共同参画基本計画を踏まえ、期間後半に向けて、女性活躍推進法で定める「女性活躍推進計画」と一体させた、計画の中間改定が行われました。

3 計画の位置づけ

本計画は「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であり、本町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、この計画は、「配偶者暴力防止法」及び「女性活躍推進法」に基づく計画としても位置付けるもので、第5次松野町総合計画を推進していくための個別計画となるものです。

4 計画の期間

計画の期間は令和元年度から令和6年度の6年間とします。なお、社会情勢の変化、計画の進展状況等に応じて必要な見直しを行います。

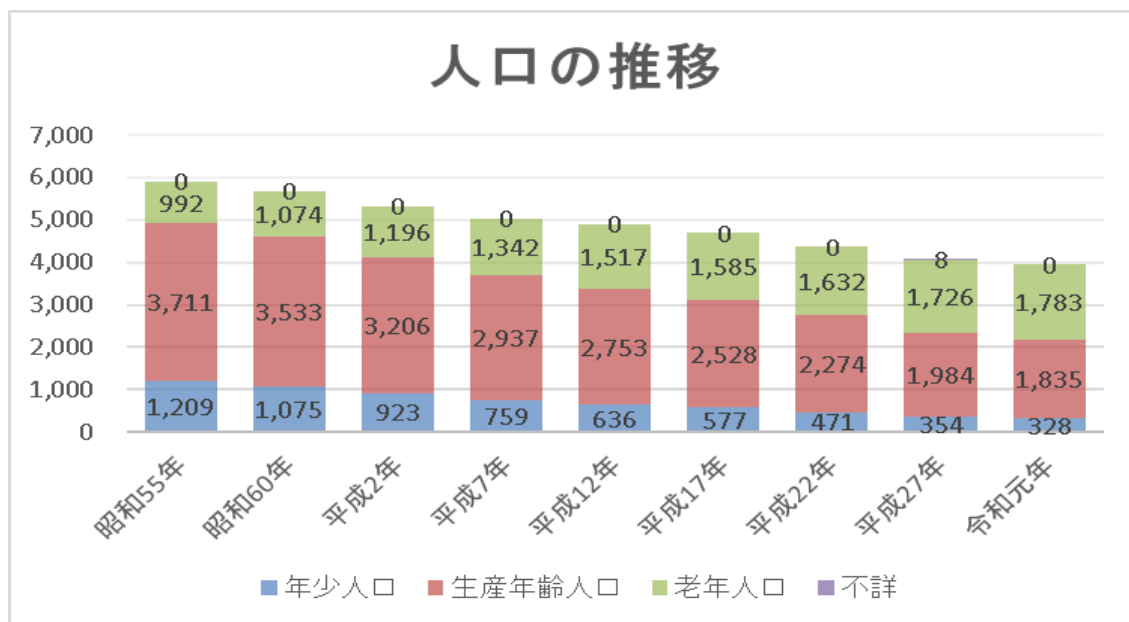
5 松野町の現状

(1) 人口

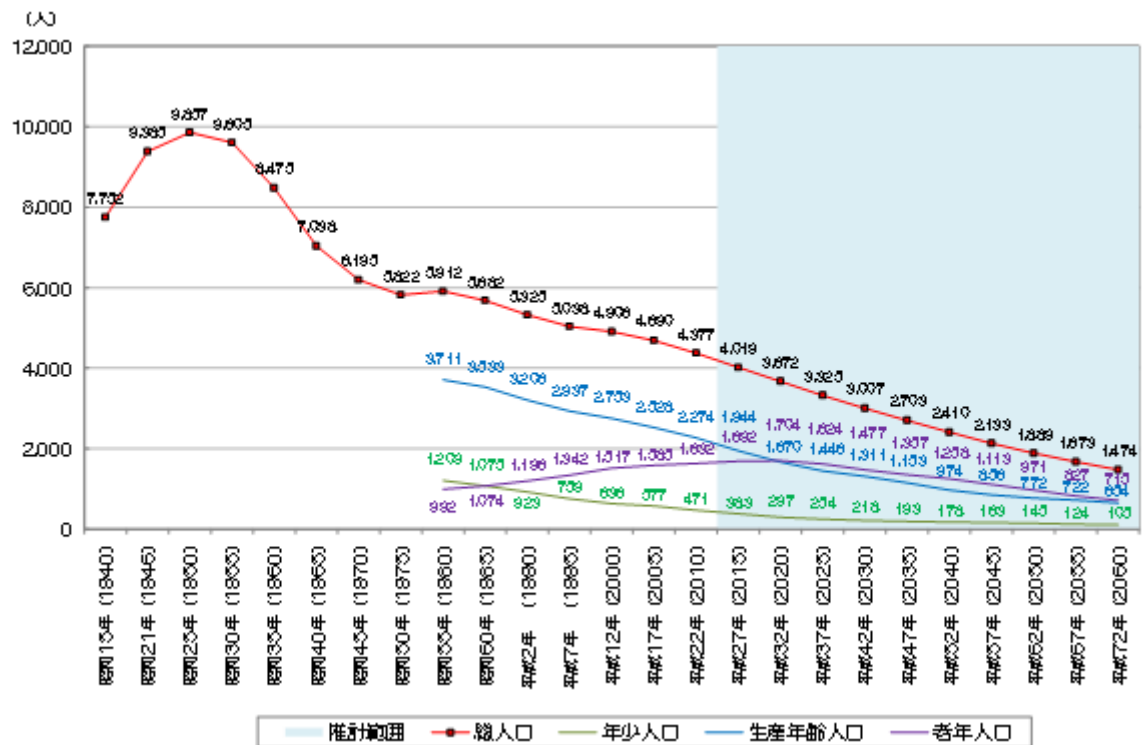
本町の人口は、令和元年6月1日現在 3,946 人で、年齢3区分別にみると老年人口（65歳以上）の割合が45.2%、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が46.5%、年少人口（0歳～14歳）の割合が8.3%となっております。

これまでの推移では、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口が増加していることから人口減少と少子高齢化が顕著に進行しています。

松野町人口ビジョン（平成28年3月策定）によると、老年人口は、2020年（令和2年）には生産年齢人口を逆転しますが、増加がピークを迎え、その後、減少に転じると想定されています。



資料：国勢調査（令和元年については住民基本台帳）



資料：松野町人口ビジョン

(2) 人口動態

本町の「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。また、転入と転出の差からみる「社会動態」についても、平成28年から町外への転出者数が町内への転入者数を上回っている状態にあります。

人口動態

	(c) 自然動態			(f) 社会動態			人口動態 (g)
	出生者数(a)	死亡者数(b)		転入者数(d)	転出者(e)		
平成30年	17	96	-79	400	412	-12	-91
平成29年	24	81	-57	391	398	-7	-64
平成28年	13	74	-61	314	321	-7	-68
平成27年	17	82	-65	308	304	4	-61
平成26年	11	97	-86	256	207	49	-37

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：住民基本台帳

(3) 未婚率の状況

未婚率を5年間の推移でみると、男女ともに増加傾向で推移しており、近年、ほぼ全ての年齢層で増加し、晩婚化が進行しています。

性別・年齢別未婚率の推移

男性未婚率	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
平成22年	100.0%	91.7%	72.1%	50.0%	35.3%	30.8%	17.8%	21.1%
平成27年	100.0%	100.0%	86.2%	53.0%	41.8%	28.6%	30.6%	26.9%
女性未婚率	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
平成22年	98.6%	84.8%	52.4%	33.8%	19.0%	17.8%	16.0%	9.1%
平成27年	98.6%	95.2%	58.6%	31.9%	22.9%	19.3%	20.2%	19.8%

注：表中の網掛けは、平成22年と27年の数値を比較して、高い数値を示す。

資料：国勢調査

6 第1次男女共同参画基本計画の総括

本町では、平成26年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、お互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合いながら、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保しつつ、男女共同参画社会づくりを推進してきました。

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会に向けての意識改革
基本的施策	(1) 意識改革と啓発活動 (2) 教育・学習の充実
主な取組	・男女共同参画に関する情報の収集・提供 ・様々な機会での男女共同参画の啓発活動 ・町が発行する刊行物における表現方法への配慮
今後の課題	・周知・啓発活動を行っているが、一方的な情報発信となっている。

基本目標Ⅱ	人権尊重と男女間における暴力根絶
基本的施策	(1) 人権の尊重 (2) あらゆる暴力の根絶
主な取組	・学習会など人権意識を高めるための機会の確保 ・県などの関係機関と連携した被害者の保護・自立支援 ・人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発
今後の課題	・LGBT※1などセクシュアリティ※2の多様化 ・被害者が相談しやすい環境の整備 ・関係機関とのネットワークの強化並びに個人情報の保護対策

※１ＬＧＢＴ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときの性別と違う性別で生きる人、生きたいと望む人）の頭文字をとって、それらを総称する言葉。

※２セクシュアリティ：「セックス」が性交や生物学的性別の意味で使われるのに対して、性的指向、性自認、行動、生き方など性的な存在としてどのような人間であるかということを含んだ言葉。

基本目標Ⅲ	あらゆる分野における男女共同参画の推進
基本的施策	(１) 施策方針決定の場への女性参画の推進 (２) 就労の場における環境の整備 (３) 仕事と家庭を両立できる環境づくり
主な取組	・女性の積極的な登用のための広報・啓発活動 ・各種委員の公募や意見募集等、住民の積極的な町政への参画促進 ・放課後児童クラブの実施、保育サービスの充実 ・子育て支援に関する制度の周知・利用促進
今後の課題	・住民の町政参画への機運の醸成 ・女性の登用が進まない各種団体等における支援 ・男性の家事・育児・介護への参画促進

基本目標Ⅳ	安心して暮らせる活力あるまちづくり
基本的施策	(１) 社会的支援体制の充実 (２) 心と身体健康づくり (３) 若者定住施策 (４) 防災分野における男女共同参画の推進
主な取組	・地域における見守りネットワークづくり ・介護・福祉サービスの充実 ・交流機会の確保、健康増進活動への支援 ・中学生の語学研修への支援 ・町営住宅の整備、空き家の活用や情報提供 ・消防団員への入団促進
今後の課題	・地域包括支援センターの機能強化 ・介護予防・生活支援サービスの充実 ・空き家の活用 ・防災分野における女性参画の拡大

6 計画の体系

基本理念に基づいて次の4つを基本目標として設定し、これらを実現するために現状と課題を掲げ、施策の基本的方向を示すとともに、具体的な施策・事業を実施します。

基本理念	基本目標	基本的施策
誰もが住みたい、 住み続けたい町、 森の国をめざして	I 男女共同参画社会に 向けての意識改革	①意識改革と啓発活動 ②教育・学習の充実
	II 人権尊重と男女間 における暴力根絶	①人権の尊重 ②あらゆる暴力の根絶 ～松野町虐待・DV防止計画～
	III 女性の活躍とあ らゆる分野にお ける男女共同 参画の推進 ～女性活躍推進 計画～	①意思決定の場への女性参画の推進 ②女性の活躍と男性中心型の働き方等 の見直し ③仕事と家庭を両立できる環境づくり
	IV 安心して暮ら せる活力ある まちづくり	①社会的支援体制の充実 ②心と身体 の健康づくり ③若者定住 施策 ④防災分野 における男 女共同参 画の推進

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識改革

Ⅰ－① 意識改革と啓発活動

～現状と課題～

平成31年1月～2月に実施した松野町男女共同参画町民意識調査（以下「意識調査」という。）の結果から、およそ5年前と比べて、女性に対する人権意識や地位は、「非常に改善してきたと思う」、「どちらかといえば改善していると思う」が回答者全体の47.2%を占めている一方で、家事、育児、介護、就職や採用などの全ての分野において「男性優遇※1」の割合が「女性優遇」の割合を上回っており、特に「家事」「政治や行政」「社会通念やしきたり・習慣」「社会全体」でその差が顕著となっていることから、従来の性別による固定的な役割分担意識がいまだ根強く残っていると考えられます。

また、メディアにおける性・暴力表現について、「社会全体の性に関する道徳観や倫理観が損なわれている」という意見が一番多く、次に「自分自身が、そのような表現を望まないで不快に感じる」、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」などの意見が上位に回答されています。

このほか、男女共同参画に関する用語の認知状況をみると、「内容まで知っている」の割合が高い項目として、「ジェンダー（社会的性別）※2」が10.4%となっています。

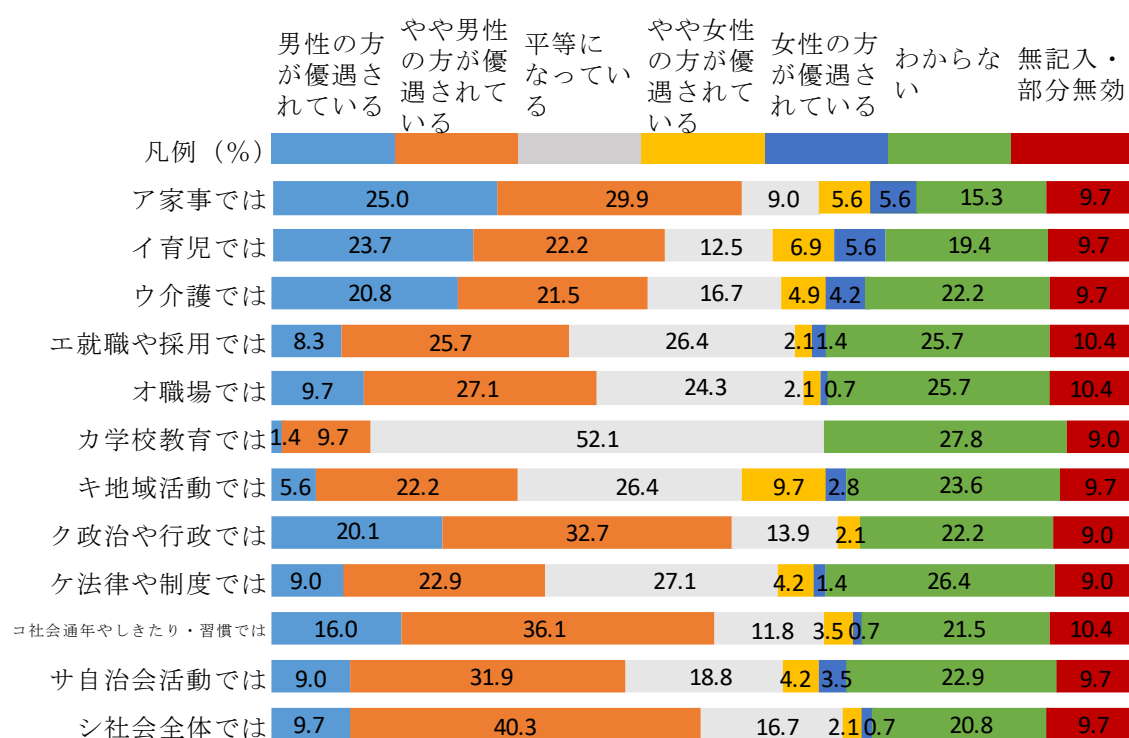
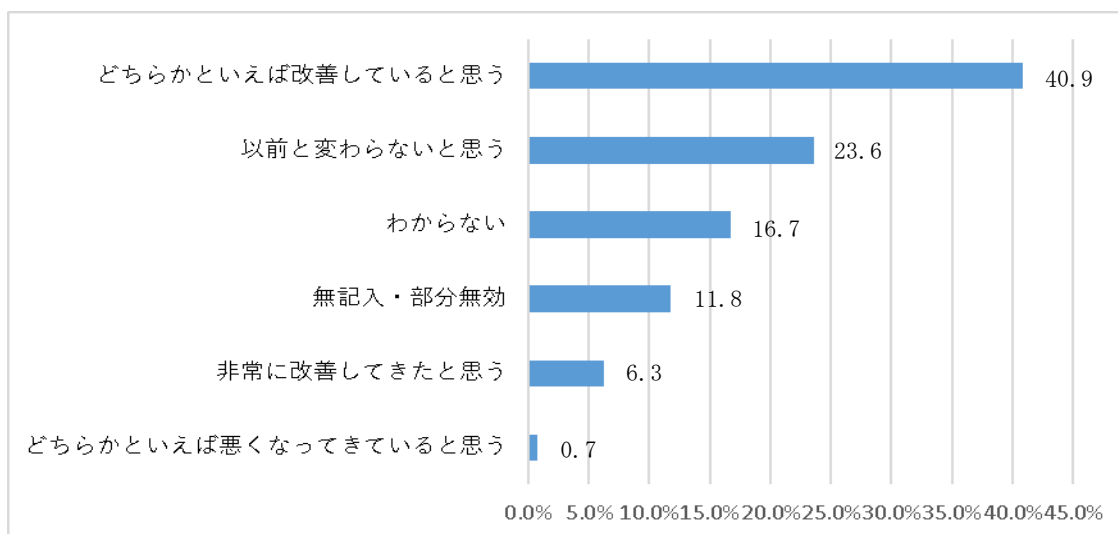
一方で、「積極的改善措置（ポジティブアクション）」は71.5%、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」は56.3%が「知らなかった」と回答しています。

このような現状を踏まえ、男女が性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮できるよう男女共同参画社会の視点を活かしたまちづくりを実現するためには、社会的性別（ジェンダー）意識を改革し、表現の自由とのバランスを考慮しながら人権に配慮した情報発信に努め、男女平等と男女共同参画について理解を促進し、意識を高めることが必要です。

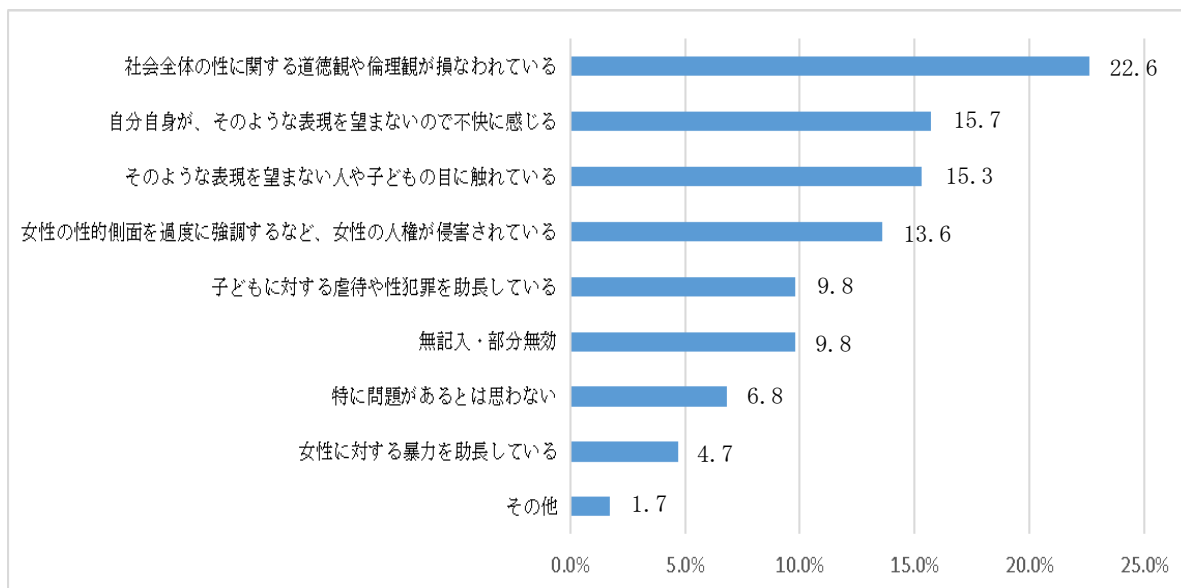
※1 「男性の方が優遇されている」と「やや男性の方が優遇されている」を合わせて「男性優遇」とし、「やや女性が優遇されている」と「女性が優遇されている」を合わせて「女性優遇」と表記しています。

※2 社会的性別（ジェンダー）とは、人間には生まれてからの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会的・文化的に作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー/gender）」という。

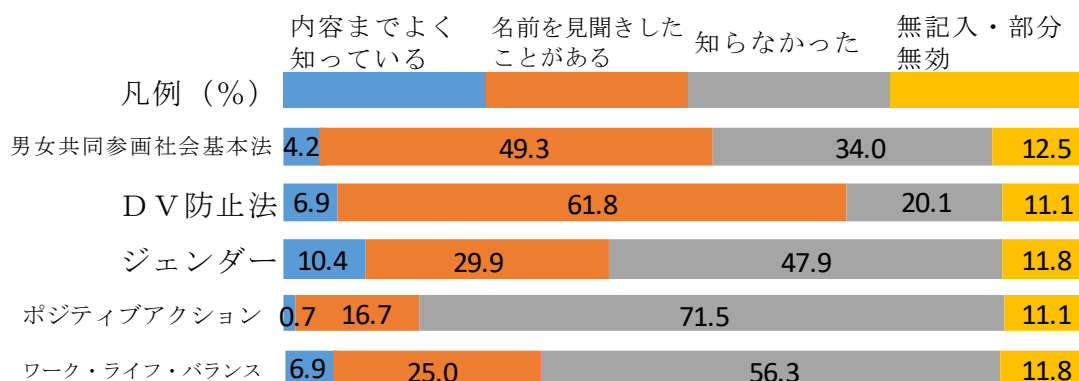
■意識調査結果「男女の地位の平等意識について」■



■意識調査結果「メディアにおける性・暴力表現について」■



■意識調査結果「男女共同参画に関する用語の認知状況」■



主要施策	施策の内容
男女共同参画に関する情報提供、啓発活動	国や県などが発行する各種パンフレットの収集、町のホームページや広報、イベント時の紹介などを通じて男女共同参画に関する情報提供や啓発活動に努める。
男女の平等意識の啓発	固定的な性別役割分担や慣習・慣行を見直すため、学習会・セミナー等、様々な機会を通じて啓発活動に努める。
差別的な表現に対する掲載の配慮	行政が発行する刊行物に対して、適切な表現が用いられているか点検し、男女共同参画の視点に立った表現の浸透に努める。

I－② 教育・学習の充実

～現状と課題～

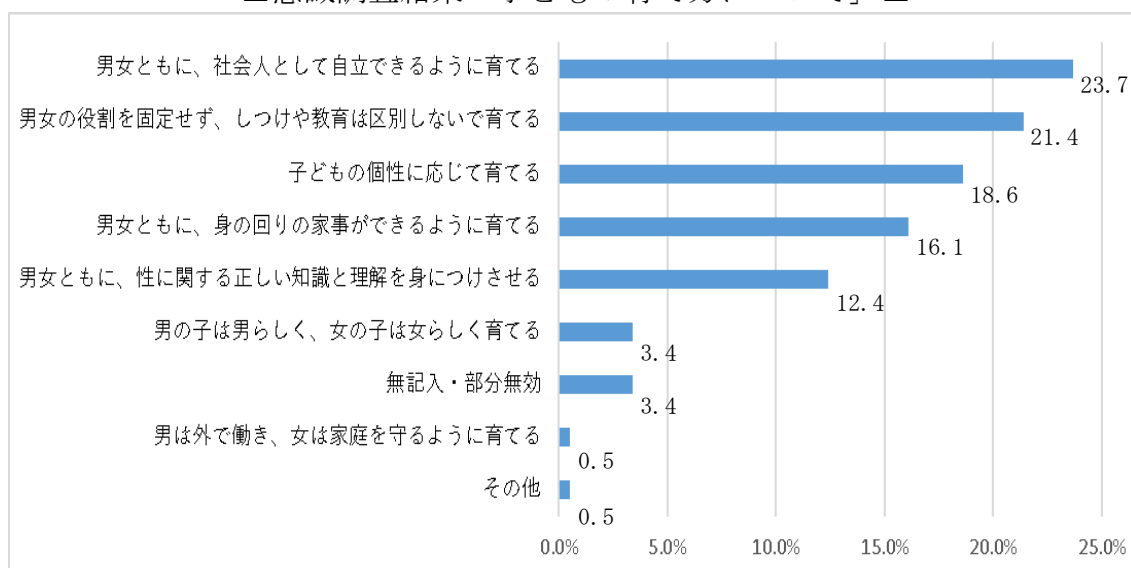
乳幼児期、学童期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、男女共同参画を構築していく上でも、保育園や小中学校での教育は重要な役割を担っています。

意識調査結果では、男女の地位の平等意識をみると、学校教育の場では、「平等になっている」と回答した人が全体の 52.1%を占めています。(12 頁グラフ参照)

子どもの育て方については、「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」や「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」など男女の役割を固定しない育て方をする意見が多く見られました。

児童・生徒が社会人となって、自然に男女共同参画意識を持つために、学校教育の中で、男女共同参画についての学習を推進し、児童・生徒一人一人の個性や能力を尊重し、進路指導においては、生徒が性別にとらわれず主体的に進路を選択できるように指導を行うことが大切です。

■意識調査結果「子どもの育て方について」■



主要施策	施策の内容
学校等における男女平等教育・学習の推進	保育園における男女共同参画意識の基礎づくり、小・中学校における発育段階に応じた男女共同参画や男女相互理解、協力のための教育を推進する。図書館においても男女共同参画の書籍の充実を図る。
教育関係者等の研修の実施	保育士・教師・学校教育関係者への意識啓発・研修の充実を図る。

地域社会における男女平等教育・学習の推進	公民館活動、地域活動を通して男女が相互理解を深めるための交流活動、学習機会の充実を図る。
保護者への意識啓発	「学校・園だより」や参観を通して、保護者への意識啓発に取り組む。

基本目標Ⅱ 人権尊重と男女間における暴力根絶

Ⅱ－① 人権の尊重

～現状と課題～

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障し、男女共同参画社会基本法においても、男女の人権の尊重がうたわれ、これまで男女平等の実現に向けて様々な取組が進められてきましたが、なお、一層の努力が必要とされています。

男女が互いに人権を尊重し合い、あらゆる場において男女の人権が保障されるような社会を実現しなければなりません。

主要施策	施策の内容
男女の人権尊重と平等意識の啓発	一人一人が人権尊重の観点から性別にとらわれることなく、互いの個性を尊重し認め合い、男女平等の意識を育むよう、各種パンフレットを収集し配布する。また、LGBTなどセクシュアリティの多様性に対する理解も深めるよう啓発、情報提供に努める。
意識啓発のための学習機会の充実	各種セミナーや学習会など、人権意識を高めるための学習機会を提供する。

Ⅱ－② あらゆる暴力の根絶 ～松野町虐待・DV防止計画～

～現状と課題～

暴力は基本的人権を大きく侵害する深刻な問題であり、誰に対しても許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。なかでもドメスティック・バイオレンス※1（DV・デートDV）は配偶者や恋人など親しい関係の間で起こっているため、潜在化しやすく加害者に罪の意識が薄いという場合が多く見受けられます。

家庭内・男女間個人の問題であり、被害を受けても外部に相談することに抵抗を感じる人が多く、早期発見・対応が難しいというのが現状です。

また、子どもの目の前で行われる配偶者に対する暴力は児童虐待であると定義されており、暴力を目撃した子どもは心が深く傷つき、様々な心身の症状が現れることもあります。

近年においては、ストーカー行為、子どもをはじめ高齢者、障がい者に対する

虐待、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント※2、パワー・ハラスメント※3の問題も深刻化しています。

意識調査結果では、DVを「自分が直接経験したことがある」と回答した人は7人で、そのうち6人が女性でした。

DV経験者の相談状況については、「家族や親戚」「友人や知人」に相談したと回答した人が多くみられた一方、25%が「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答しています。

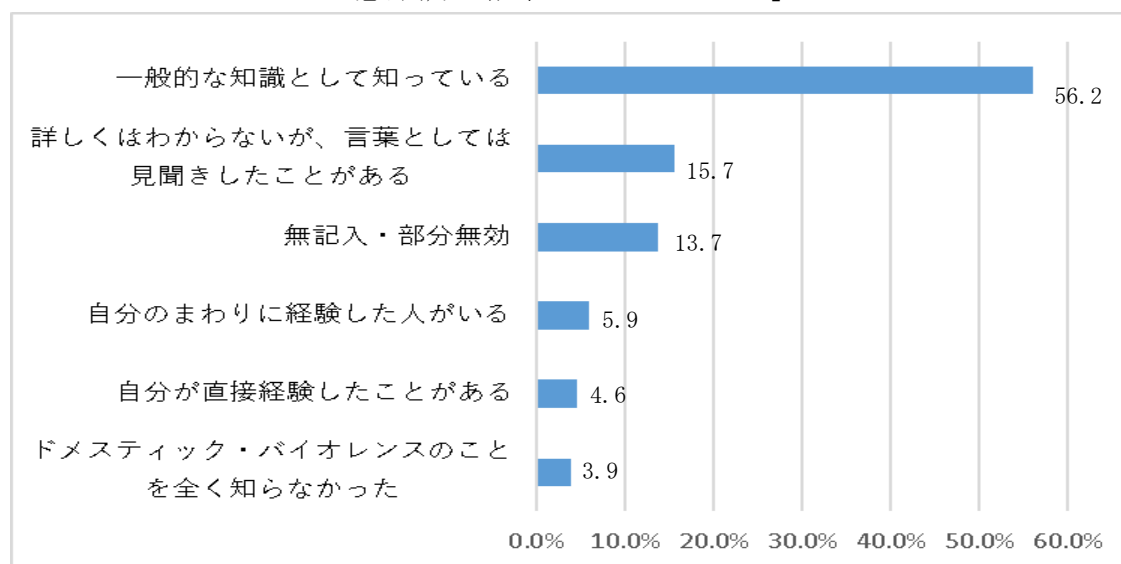
なお、相談しなかった理由として、「どこに相談してよいか、わからなかったから」「相談しても無駄だと思ったから」「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから」などと回答されたことから、専門家や公的な機関などへ相談する意識を高めていく必要があるために、相談窓口を広く周知するほか、関係機関のネットワーク強化を図っていくことが重要となります。

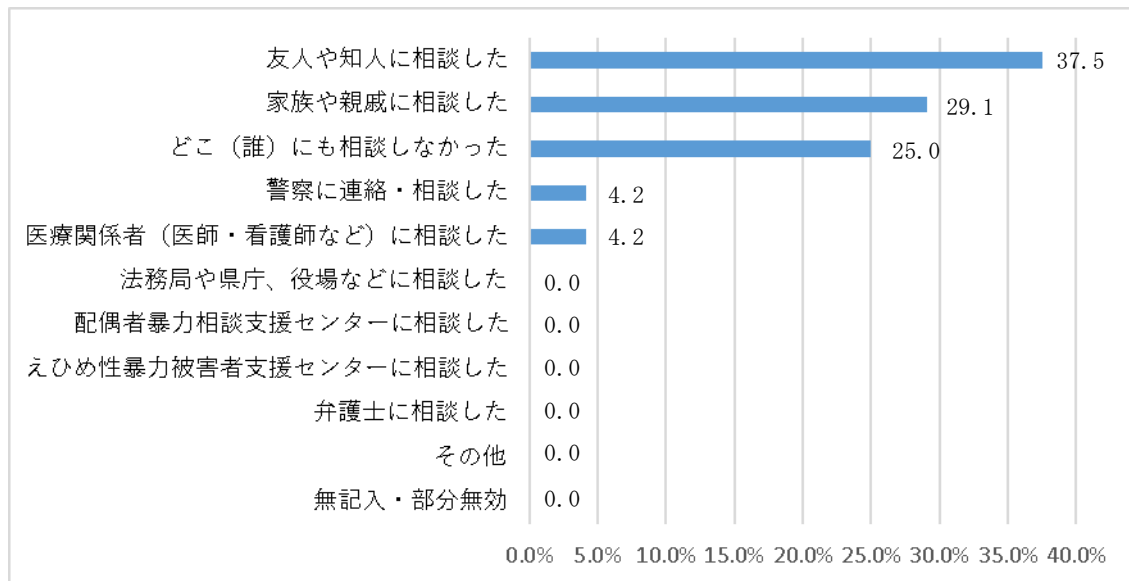
※1 ドメスティック・バイオレンス（DV・デートDV）：夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことで、殴る、蹴るの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども含まれます。

※2 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重要な影響を与えたりすること。

※3 パワー・ハラスメント：職場などの権力を利用した嫌がらせで、継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりすること。

■意識調査結果「DVについて」■





◆松野町虐待・DV計画基本方針◆

国では、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」、翌年には配偶者暴力防止法が、平成17年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。特に平成20年からの改正「配偶者暴力防止法」では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が市町村の努力義務となりました。

これらの社会的背景から、松野町では「配偶者暴力防止法」に基づく計画であることを基本としつつ、深刻化する虐待についても同じ福祉課題としてとらえ、町の基本的な方針を下表のとおりとします。

主要施策	施策内容
暴力は人権侵害であるとの意識の啓発	配偶者等からの暴力は大きな社会問題となっており、こうしたことを未然に防ぐためにも、パンフレットの配布や講演等で暴力は人権侵害であるという意識の啓発に努める。
DV等あらゆる暴力・虐待の防止、根絶	子どもや女性、障害者、高齢者に対する暴力・虐待の予防と早期発見、対応のため各機関との連携の強化に努める。 またDV、10代20代の若い世代で生じるデートDVなどの暴力の根絶について、講演会や資料の作成・配布、情報提供を通じて、暴力は犯罪であるとの意識の啓発に努める。

セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に向けた意識啓発	職場だけでなく、学校や地域においてもセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた広報、啓発を行い、人権尊重の意識づくりを推進する。
被害者に対する相談体制の充実と支援	被害者が相談しやすい窓口の体制づくり、各種専門・関係機関と連携し、被害者の心身の回復等効果的な支援、また情報管理の徹底に努める。
早期発見体制の整備	教職員、保育士、保健師、保護者等へ被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発する。

【相談窓口】

○配偶者暴力相談支援センター

名称	電話番号	受付日時
愛媛県福祉総合支援センター (婦人相談所)	089-927-3490	【一般相談】 ・月曜日から金曜日 ・来所・電話…8時30分から17時15分まで 【女性のための夜間電話相談事業】 ・毎日 ・電話のみ…18時から20時まで (女性保護対策協議会の相談員が対応します)
愛媛県男女共同参画センター	089-926-1644	【一般相談】 ・火曜日から金曜日 来所…8時30分から16時30分まで 電話…8時30分から17時15分まで ・土、日曜日 来所・電話…8時30分から16時30分まで 【心理相談】 ・毎月第1から4木曜日 ・13時から17時まで (一般相談を受けた方が対象で予約制です) 臨床心理士が対応します 【法律相談】 ・毎月第1、2、4木曜日 ・13時30分から15時30分まで (予約制(1人30分、先着順)です) 1週間前から予約受付します 弁護士が面談します

○警察

名称	電話番号	受付日時
愛媛県警察本部 総合相談室	089-931-9110 #9110（短縮）	月曜日から日曜日 終日
宇和島警察署	0895-22-0110	月曜日から日曜日 終日

○婦人相談員

名称	電話番号
愛媛県南予子ども・女性支援センター	0895-22-1245

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

Ⅲ－① 政策方針決定の場への女性参画の推進

～現状と課題～

令和元年6月1日時点における本町の人口は、3,946人、そのうち女性の数は2,095人で全人口の53.1%を占めています。

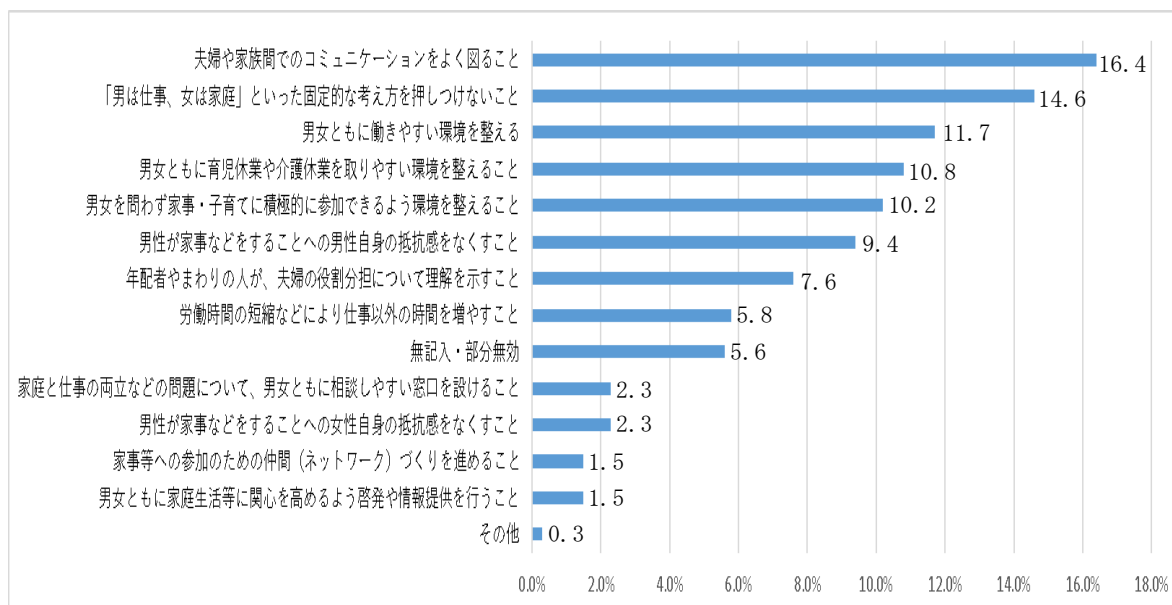
このことから、女性が政治、経済、社会などあらゆる分野に参画できる環境を整えることは、社会の多様性と活力を高めることになります。

意識調査結果では、男女がともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」「男は仕事、女は家庭といった固定的な考え方を押しつけないこと」「男女ともに働きやすい環境を整える」「男女問わず家事・子育てに積極的に参加できるよう環境を整える」などが上位に回答されています。

今後、あらゆる分野において女性の意見を反映させるためには、政策の決定方針過程への女性の登用を働きかけていくことが重要です。

そのためには、行政が自ら率先し、職場において、性別を問わず、能力により、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、管理職の女性登用を積極的に推進していく必要があります。

■意識調査結果「家事、育児など男女の積極的な参加に必要なこと」■



主要施策	施策内容
審議会等への女性委員登用の促進	政策決定方針の場において、女性の意見を十分に反映するために、各種審議会、行政委員会等への女性の登用を積極的に推進し、女性委員の占める割合の向上に努める。
自治会、地域役員への女性の参画を推進	女性の能力・技能の向上（エンパワーメント※）に向けた学習活動、女性リーダーの育成等の講座・研修会等への参加の推進、また、女性が地域において活躍できるよう環境づくりに努める。
管理職などへの女性職員の登用	能力のある女性を積極的に管理職に登用する。

※エンパワーメント：「力をつける」の意で、一人一人が社会の一員として自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

Ⅲ－② 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

～現状と課題～

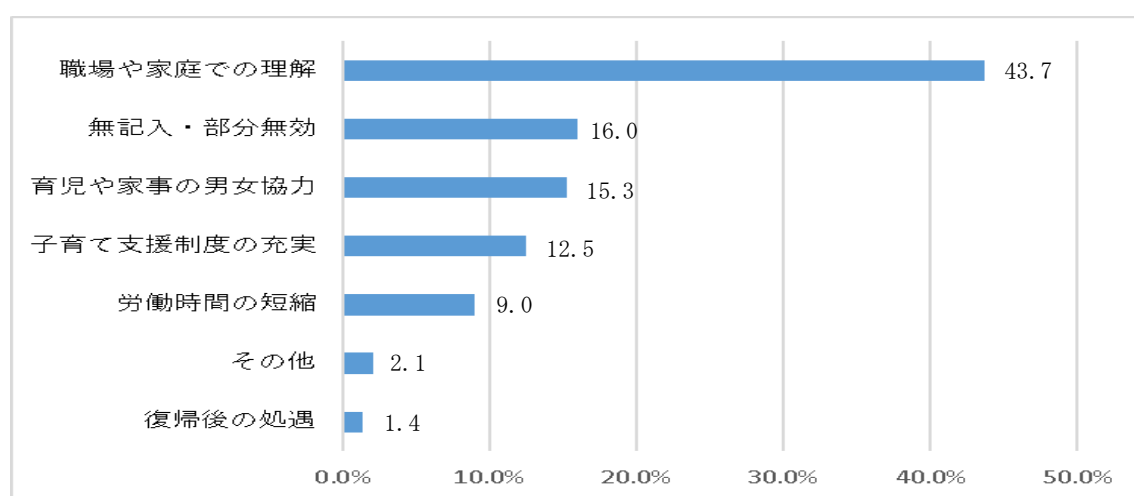
職場、家庭、地域等のあらゆる分野に女性が自らの意思によりその個性と能力を十分発揮することができる社会を目指すことは、男女がともに仕事や生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものであり、男女がともに参画し、新たな視点や発想を取り入れながら様々な人材の能力を活用していくことが重要となります。

意識調査結果では、家庭と仕事の両立する条件で特に必要なこととして、「職

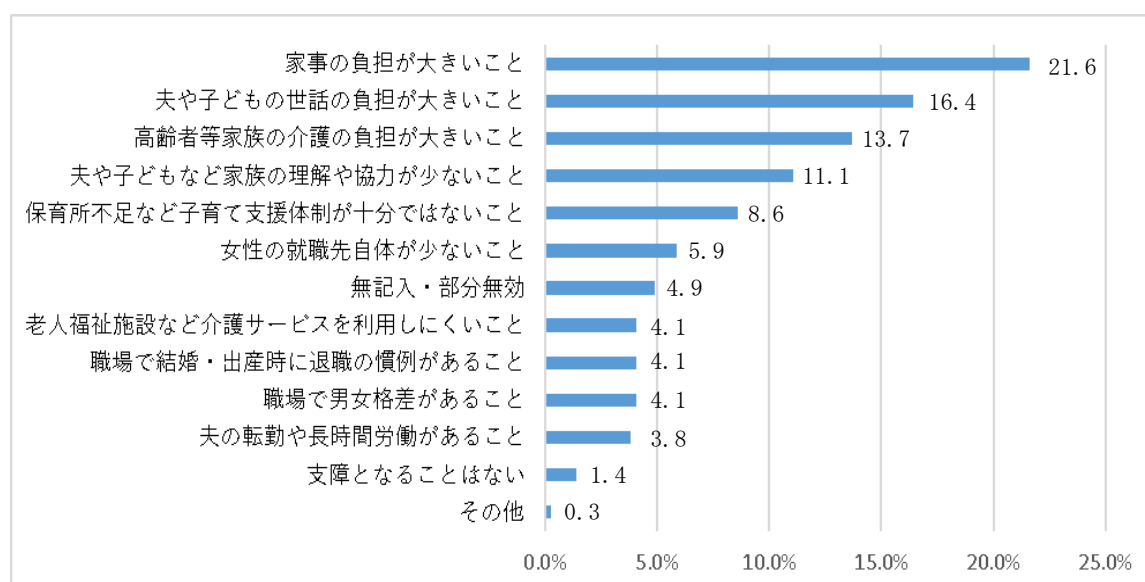
場や家庭での理解」が全体の 43.7%で一番多く、次に「育児や家事の男女協力」が続きます。

また、女性が働く上で、支障となることとして、「家事の負担が大きいこと」「夫や子どもの世話の負担が大きいこと」と回答しており、子育てや家事を女性だけではなく、男性が担うことに対しても職場や家庭において理解を深め、男女がともに家庭生活に積極的に参加できるように、育児・介護休業制度などの利用促進を図り、労働時間の短縮など働き方の見直し、職場環境の整備を進めていく必要があります。

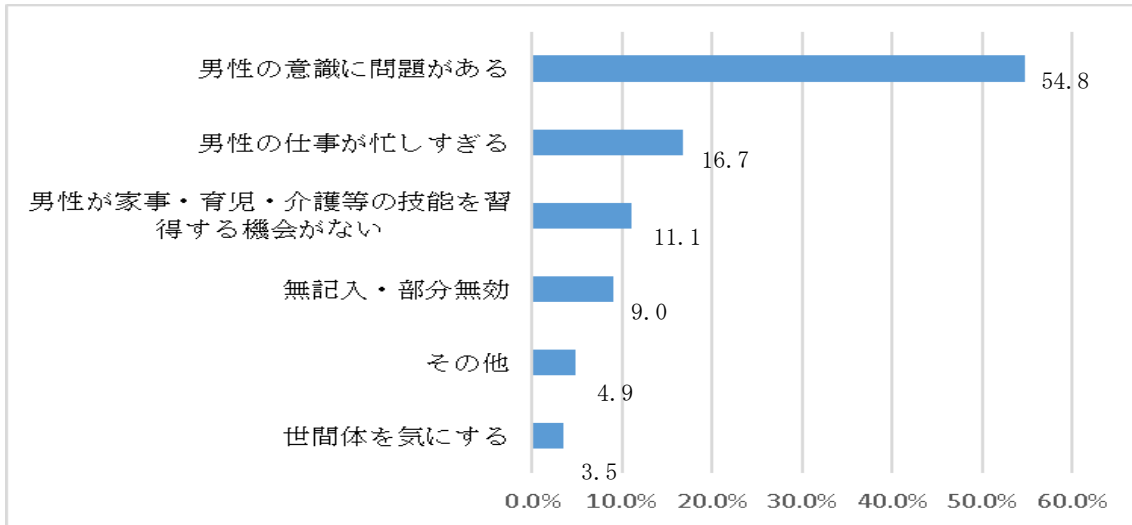
■意識調査結果「家庭と仕事の両立する条件で特に必要なこと」■



■意識調査結果「女性が働く上で支障となること」■



■意識調査結果「男性の家事・育児・介護への参加が遅れている原因について」■



主要施策	施策内容
職場における男女共同参画の促進	職場の現状や問題点を把握し、それぞれに対応した研修や資料の収集、情報提供等の支援を行う。
男性の意識と職場風土の改革	ひめボス（※1）宣言の取組などにより長時間労働等が評価される男性中心型労働慣行（※2）の残る職場風土を見直し、職場での男女の差別をなくし、一人一人の能力に対する正当評価を促進する。
女性の再就職支援	女性の再就職・職域拡大に向けて関係機関と連携し、雇用・労働環境に関する情報を提供する。
個人の能力の適正評価	職場における個人としての能力の適正評価及び活用促進。
積極的改善措置（ポジティブアクション※3）の促進	男女の平等の確保に向けて男女の労働者間の格差を是正するための積極的改善措置（ポジティブアクション）を促進する。

※1 愛媛で働く人を応援する上司で、愛媛県版イクボスのこと。イクボスとは、部下や同僚等の育児、介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮や理解のある上司のことを指す。

※2 男性中心型労働慣行：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

※3 積極的改善措置：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

Ⅲ－③ 仕事と家庭を両立できる環境づくり

～現状と課題～

少子高齢化や核家族化などの家族形態の多様化が進む中、男女がともに仕事と家庭を両立させ、安心して充実した生活を送るためには、地域や社会全体で支援することが重要となります。

しかしながら、意識調査結果では、「家庭内の仕事を実際に誰が分担していますか」との回答において、全ての分野で「主に妻」が「主に夫」を上回っており、特に「掃除・洗濯」「食事のしたく」「食事の後片付け・食器洗い」「日常の家計の管理」では回答者全体の約6割を占めていることから、「男は仕事」「女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が残され、家庭と仕事の両立について、女性の負担が大きくなっています。

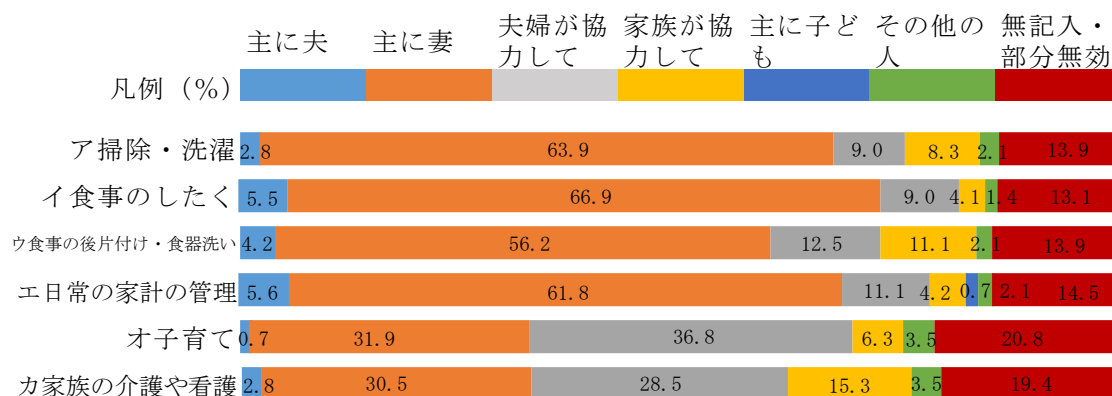
なお、女性の望ましい働き方について、意識調査結果では、「結婚や出産に関わらず仕事を続ける」が全体の38.8%を占めておりましたが、女性が結婚や出産に関わらず働き続ける上で、女性の家庭内の仕事の負担が大きいことが問題となっています。

また、男性においても育児休業、介護休業等の取得について遠慮がある、又は周囲からの理解が得られず取りづらいなど本人が望む場合でも家庭生活に関わることが困難という状況になっています。

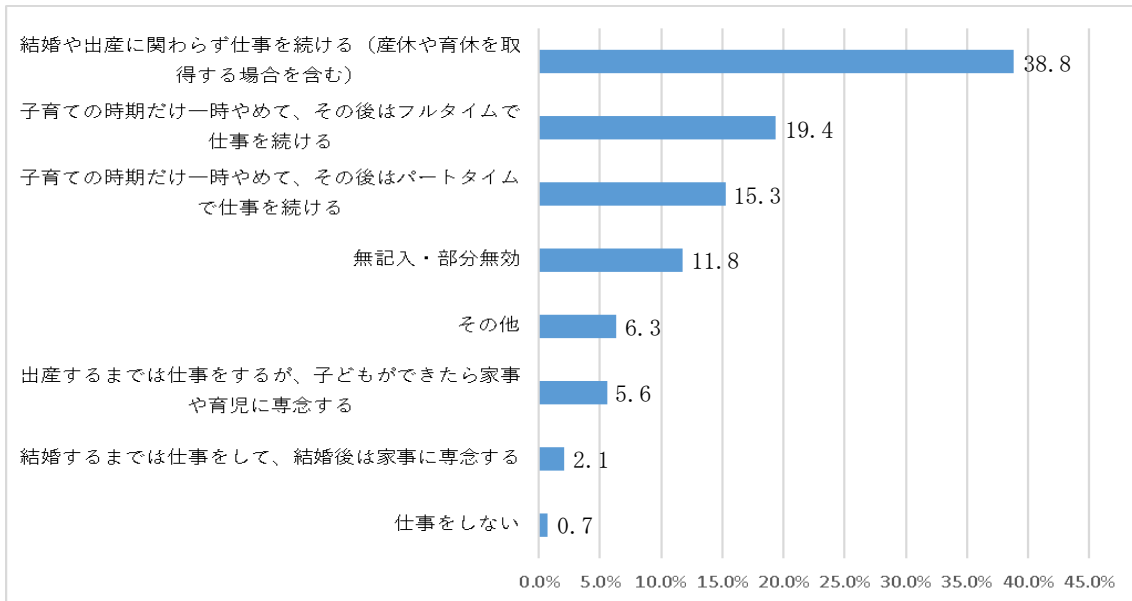
子育てや介護を女性だけでなく、男性に対しても職場が理解し、男女がともに家庭生活に積極的に参加できるよう育児・介護休業制度などの利用促進を図り、労働時間短縮など働き方の見直し「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※」の意識啓発、職場環境の整備を進めていく必要があります。

※ワーク・ライフ・バランス：やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、充実した生活を実現させるという考え方

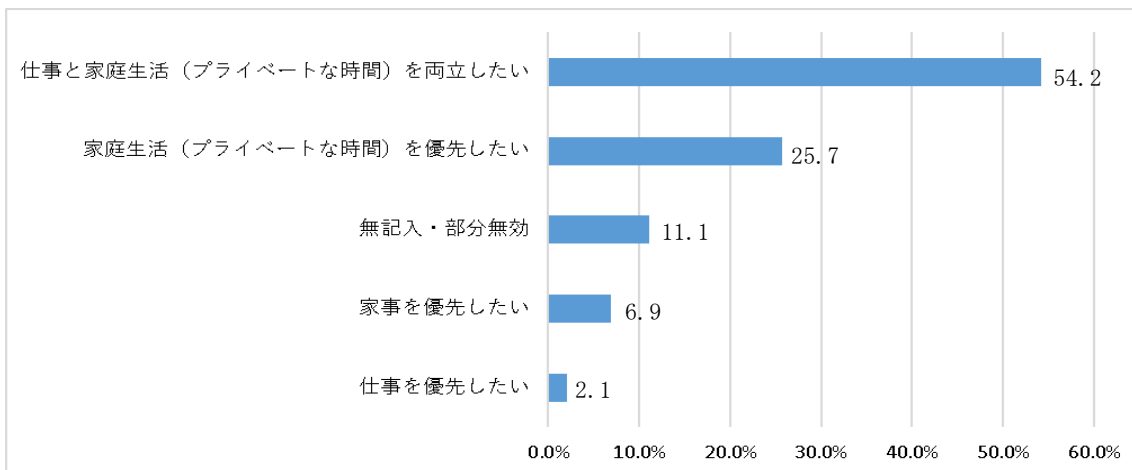
■意識調査結果「家庭内の仕事を実際に誰が分担していますか」■



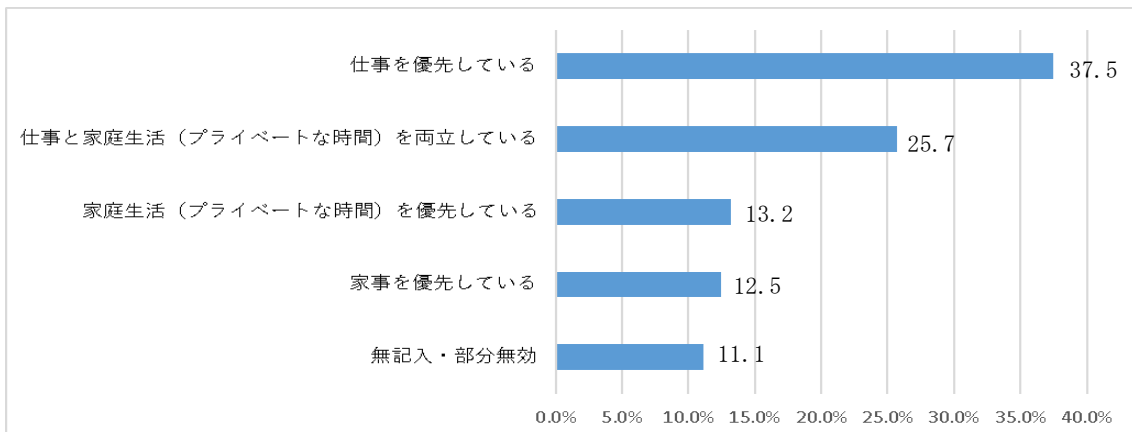
■意識調査結果「女性の望ましい働き方について」■



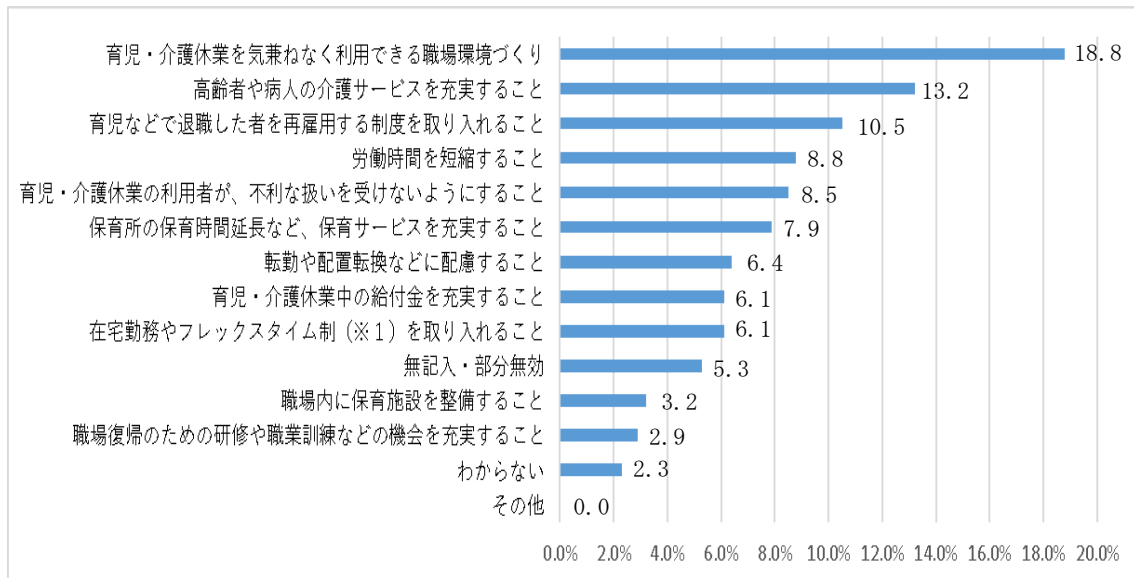
■意識調査結果「日常生活における「仕事や家事」のバランス（理想）」■



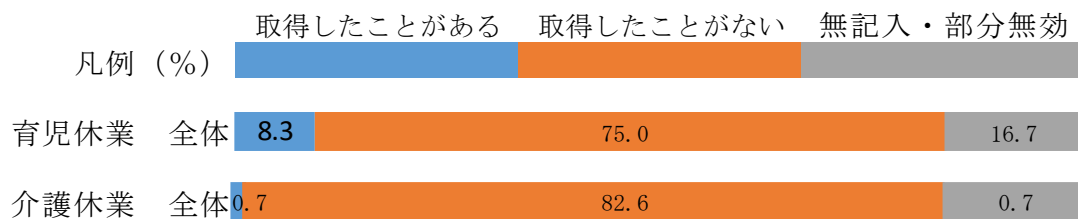
■意識調査結果「日常生活における「仕事や家事」のバランス（現実）」■



■意識調査結果「男女がともに仕事と家庭の両立を図るために必要なこと」■



■意識調査結果「育児休業（産休を除く）や介護休業の取得について」■



主要施策	施策内容
育児休業・介護休業等の取得推進	男性の家事・育児・介護に参画することを促進・支援し、育児・介護休業制度の普及に向けた事業者、労働者への啓発及び休業取得者への円滑な職場復帰のための環境づくりを進める。
休日保育・放課後児童クラブの充実	多様なニーズに対応した保育プランや児童が放課後、安全に過ごすことができるよう児童クラブの充実を図る。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発・推進	仕事・家庭生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できるように、情報提供、啓発・推進に努める。

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる活力あるまちづくり

Ⅳ－① 社会的支援体制の充実

～現状と課題～

子育てや介護について、女性に大きな負担がかかることも多く、多様な選択が困難になっている状況があります。子育てや介護をしながらでも、安心して仕事や地域活動等に参画できる環境の整備が必要です。また、高齢者等が安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域ケア体制の整備など総合的なサービスの充実を図ります。

町民のライフスタイルの変化とともに、きめ細やかな福祉サービスを提供するためには、個々のニーズに即した最適な支援策を把握することが重要であり、介護・子育てに関する相談体制を強化し、社会全体で支えていけるような体制を作っていく必要があります。

主要施策	施策内容
介護の負担軽減	男女がともに介護の担い手となり、協力して高齢者等の介護ができるように、介護方法、介護予防等の情報提供や学習機会の充実を図る。 地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図るとともに、介護保険サービスの適切な利用に関する啓発活動を行う。
福祉・介護サービスの充実	「松野町高齢者福祉計画」及び「松野町第7期介護保険事業計画」に基づき、きめ細やかな福祉サービスを実現するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進により可能な限り住み慣れた地域や家庭で安心して生活ができるよう福祉施策の推進を図る。 また、「第5期松野町障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指して障がい者施策の推進に努める。
ひとり親家庭に対する相談体制の整備・経済的支援体制の普及	ひとり親家庭に対する助成制度や手当等の経済的支援制度の普及に努めるとともに、民生・児童委員と密接に連携しながら相談体制の整備、支援の充実を図る。

Ⅳ－② 心と身体健康づくり

～現状と課題～

生涯を通じて、明るく楽しく過ごす上で、健康の維持増進を図ることは重要なことです。女性は、妊娠・出産などの男性とは異なる身体上の特性から、健康上の様々な問題に直面することがあります。男女が互いの心身の健康について、正しい知識を身につけ、それぞれが健康管理とライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※）の視点に立って、年齢や健康状況に応じた的確に自己管理ができるようにするための健康教育、相談体制の整備を進めます。さらに、男性は女性に比べて、悩みを相談しない人が多く、精神面で孤立しやすい傾向がみられることから、こころの健康づくりについての取組も推進していきます。

※リプロダクティブヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。リプロダクティブヘルスとは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、プロダクティブライツとは、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブヘルスを享受する権利とされています。

主要施策	施策内容
健康を脅かす問題についての啓発	健康を脅かし、特に胎児にも影響を及ぼす喫煙等の問題について、あらゆる機会を通じて啓発する。
H I V／エイズ、性感染症、薬物の使用防止	H I V／エイズ、性感染症の感染及び薬物の使用等を防止するために、正しい知識の啓発及び学習機会の充実を図る。
相談・診療を受けやすい環境づくり	女性の身体的な特性を踏まえ、女性に特有な病気や健康づくりについて、相談・診療を受けやすい環境づくりに努める。
母性保護の向上と母子保健医療の充実	妊娠・出産期における女性の健康保持・増進を図り、また安心して出産し子育てができるように母子保健医療の充実を図る。
各種健康診断、保健指導の充実	性別や年代で変化する健康問題に対応できるように、各種健診や保健指導等を通じて、健康づくりに関する情報を提供する。
心と身体健康づくりの促進	心と身体健康づくりをテーマとした講演会、学習会等を行う。

性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブヘルス／ライツ）	女性は妊娠・出産の機能を有し、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブヘルス／ライツ）に関する意識を広く社会に浸透させるため、その重要性について正しい知識・情報の提供を行う。
--------------------------------	--

Ⅳ－③ 若者定住施策

～現状と課題～

人口減少や少子高齢化、過疎化の進行に伴い集落機能の低下、担い手不足による基幹産業の衰退、雇用情勢の悪化による地域活力の低下など、多くの課題があり、地域ににぎわいが失われているのが現状です。

近年、社会経済情勢が変化する中で、故郷、田舎暮らしに魅力を感じる人も増えており、都会から地方へ、U I J ターンという形で移動していく若者も見られます。若者が住んでみたいと思えるまちづくりをしていく必要があります。

また、地域おこし協力隊の導入により、町特産品である桃栽培の再生、茶・柚子・水稻等の栽培を行い、農業後継者の育成や後継者不足による耕作放棄地の解消を図り、若者の移住・定住、地域活性化につなげていくことを目指します。

主要施策	施策内容
空き家の活用、町営住宅の整備、定住住宅建設の支援	空き家の活用や情報収集・提供に努め、町営住宅の整備を行うほか、若者定住住宅の建設を奨励する。
働く場所の確保	企業誘致や起業支援による雇用機会を創出するほか、継業や多業による働き方への転換も促す。
子育て世代の移住・定住促進	これまで実施してきた母子保健サービスや保育サービスの充実、子ども医療費無料など、子育て世代が移住、定住しやすい環境づくりに加え、定住促進を推進するため、結婚や出産を奨励する。
人材育成事業	次世代を担う有意な人材を育てることを目的として、修学金貸付事業や語学研修・農林業研修生等の助成事業を行う。

Ⅳ－④ 防災分野における男女共同参画の推進

～現状と課題～

従来、男性が支えてきた防災や災害支援ですが、東日本大震災以降、男女共同参画の視点に立った「防災分野」の取組が見直され、災害時における女性の視点が今まで以上に重要となっています。また、消防団活動は、災害対策のほか各種警戒や救命講習の受講・指導など多岐にわたっています。女性の視点で活躍が期待される消防団への女性の入団を促進していく必要があります。

主要施策	施策内容
防災分野における女性参画の拡大	防災分野での固定的な役割分担意識を見直し、地域の消防団をはじめ自主防災会、防災士等への女性の参画を拡大する。
平常時・災害時における対応	男女のニーズの違いに配慮した災害用備品の購入、避難所の更衣室や授乳場所等の確保など、女性の視点を積極的に取り入れるよう努める。

基本目標

男女共同参画を推進するにあたり、関係する施策を実施していくため、数値目標を設定します。数値目標を設定することにより、現状や施策の推進状況をわかりやすく示し、本計画の着実な推進を図ります。

目標内容	平成 31 年現在	令和 6 年目標
社会全体において男女の地位が平等であるという認識度	16.7%	50%
「DV防止法」用語の認識度	68.7%	90%
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（「男は仕事、女は家庭」という考え方）に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」	69.4%	80%
審議会等における女性委員の割合	11.9%	30%

資料編

- ・ 松野町男女共同参画町民意識調査結果集計表
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

「松野町男女共同参画町民意識調査」結果集計表

番号	調査項目	回答数	H30
問 1	性別をお答えください。		
1	男性	51	35.4%
2	女性	90	62.5%
3	無記入・部分無効	3	2.1%
問 2	年齢をお答えください。		
1	20～24歳	4	2.8%
2	25～29歳	3	2.1%
3	30～34歳	2	1.4%
4	35～39歳	6	4.2%
5	40～49歳	25	17.4%
6	50～59歳	26	18.0%
7	60～69歳	38	26.3%
8	70歳以上	36	25.0%
9	無記入・部分無効	4	2.8%
問 3	お住まいの地区はどちらですか。		
1	松丸	16	11.1%
2	延野々	27	18.8%
3	豊岡後	16	11.1%
4	豊岡前	17	11.8%
5	富岡	8	5.6%
6	上家地	1	0.7%
7	目黒	10	6.9%
8	吉野	28	19.4%
9	蔵生	12	8.3%
10	奥野川	5	3.5%
11	無記入・部分無効	4	2.8%
問 4	職業をお答えください。		
1	農林水産業の自営業主	3	2.1%
2	農林水産業の家族従事者	4	2.8%
3	商工・サービス業の自営業主	3	2.1%
4	商工・サービス業の家族従事者	3	2.1%
5	自由業（開業医・弁護士・芸術家など）	0	0.0%
6	会社員	28	19.4%
7	公務員	8	5.6%
8	パート・アルバイト・派遣・臨時など	19	13.1%
9	家事専業	17	11.8%
10	学生	3	2.1%
11	無職	47	32.6%
12	その他	4	2.8%
13	無記入・部分無効	5	3.5%
問 5	結婚していますか（事実婚を含む）。		
1	既婚	90	62.5%
2	未婚	27	18.8%
3	離別・死別	22	15.3%
4	無記入・部分無効	5	3.5%
問 6	（問 5 で 1 と回答した方に）共働きの状況についてお答えください。		
1	共働きである	44	48.9%
2	共働きではない	43	47.8%
3	無記入・部分無効	3	3.3%

問 7	(問 5 で 2・3 と回答した方に) 同居家族の構成についてお答えください。		
1	ひとり暮らし	13	26.5%
2	夫婦ふたり暮らし	0	0.0%
3	親と子(2世代同居)	9	18.4%
4	親と子と孫など(3世代以上同居)	4	8.2%
5	親と同居	15	30.6%
6	無記入・部分無効	8	16.3%
問 8	(問 7 で 3 から 5 と回答した方に) 同居している子どもについてお答えください。		
1	未就学の子どもがいる	1	3.4%
2	小学生の子どもがいる	1	3.4%
3	中学生の子どもがいる	2	6.9%
4	高校生以上の子どもがいる	3	10.4%
5	同居している子どもはいない	18	62.1%
6	無記入・部分無効	4	13.8%
問 9	今の松野町の現状をみて、次にあげる各分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。アからシの項目について全てお答えください。		
ア	家事では		
1	男性の方が優遇されている	36	25.0%
2	やや男性の方が優遇されている	43	29.9%
3	平等になっている	13	9.0%
4	やや女性の方が優遇されている	8	5.6%
5	女性の方が優遇されている	8	5.6%
6	わからない	22	15.3%
7	無記入・部分無効	14	9.7%
イ	育児では		
1	男性の方が優遇されている	34	23.7%
2	やや男性の方が優遇されている	32	22.2%
3	平等になっている	18	12.5%
4	やや女性の方が優遇されている	10	6.9%
5	女性の方が優遇されている	8	5.6%
6	わからない	28	19.4%
7	無記入・部分無効	14	9.7%
ウ	介護では		
1	男性の方が優遇されている	30	20.8%
2	やや男性の方が優遇されている	31	21.5%
3	平等になっている	24	16.7%
4	やや女性の方が優遇されている	7	4.9%
5	女性の方が優遇されている	6	4.2%
6	わからない	32	22.2%
7	無記入・部分無効	14	9.7%
エ	就職や採用では		
1	男性の方が優遇されている	12	8.3%
2	やや男性の方が優遇されている	37	25.7%
3	平等になっている	38	26.4%
4	やや女性の方が優遇されている	3	2.1%
5	女性の方が優遇されている	2	1.4%
6	わからない	37	25.7%
7	無記入・部分無効	15	10.4%

オ	職場では		
1	男性の方が優遇されている	14	9.7%
2	やや男性の方が優遇されている	39	27.1%
3	平等になっている	35	24.3%
4	やや女性の方が優遇されている	3	2.1%
5	女性の方が優遇されている	1	0.7%
6	わからない	37	25.7%
7	無記入・部分無効	15	10.4%
カ	学校教育では		
1	男性の方が優遇されている	2	1.4%
2	やや男性の方が優遇されている	14	9.7%
3	平等になっている	75	52.1%
4	やや女性の方が優遇されている	0	0.0%
5	女性の方が優遇されている	0	0.0%
6	わからない	40	27.8%
7	無記入・部分無効	13	9.0%
キ	地域活動では		
1	男性の方が優遇されている	8	5.6%
2	やや男性の方が優遇されている	32	22.2%
3	平等になっている	38	26.4%
4	やや女性の方が優遇されている	14	9.7%
5	女性の方が優遇されている	4	2.8%
6	わからない	34	23.6%
7	無記入・部分無効	14	9.7%
ク	政治や行政では		
1	男性の方が優遇されている	29	20.1%
2	やや男性の方が優遇されている	47	32.7%
3	平等になっている	20	13.9%
4	やや女性の方が優遇されている	3	2.1%
5	女性の方が優遇されている	0	0.0%
6	わからない	32	22.2%
7	無記入・部分無効	13	9.0%
ケ	法律や制度では		
1	男性の方が優遇されている	13	9.0%
2	やや男性の方が優遇されている	33	22.9%
3	平等になっている	39	27.1%
4	やや女性の方が優遇されている	6	4.2%
5	女性の方が優遇されている	2	1.4%
6	わからない	38	26.4%
7	無記入・部分無効	13	9.0%
コ	社会通念やしきたり・習慣では		
1	男性の方が優遇されている	23	16.0%
2	やや男性の方が優遇されている	52	36.1%
3	平等になっている	17	11.8%
4	やや女性の方が優遇されている	5	3.5%
5	女性の方が優遇されている	1	0.7%
6	わからない	31	21.5%
7	無記入・部分無効	15	10.4%

サ	自治会活動では		
1	男性の方が優遇されている	13	9.0%
2	やや男性の方が優遇されている	46	31.9%
3	平等になっている	27	18.8%
4	やや女性の方が優遇されている	6	4.2%
5	女性の方が優遇されている	5	3.5%
6	わからない	33	22.9%
7	無記入・部分無効	14	9.7%
シ	社会全体では		
1	男性の方が優遇されている	14	9.7%
2	やや男性の方が優遇されている	58	40.3%
3	平等になっている	24	16.7%
4	やや女性の方が優遇されている	3	2.1%
5	女性の方が優遇されている	1	0.7%
6	わからない	30	20.8%
7	無記入・部分無効	14	9.7%
問10	家庭では家事はどうされていますか。		
1	家事の内容に関係なく分担している	7	4.9%
2	家事の内容に関係なくおよそ分担している	19	13.2%
3	家事の内容により限定して分担している	44	30.5%
4	分担していない	51	35.4%
5	一人暮らしである	14	9.7%
6	無記入・部分無効	9	6.3%
問11	家事の分担についてはどう思いますか。		
1	家事は女性の仕事であり、男性はしなくてよい	0	0.0%
2	家事は女性の仕事であるが、男性も手伝う程度はするべきだ	41	28.5%
3	家事は男性も分担するべきであるが、現実には難しい	41	28.5%
4	家事は家族全員の仕事であり、男女が分担して行うべきだ	50	34.7%
5	その他	2	1.4%
6	無記入・部分無効	10	6.9%
問12	男性の家事・育児・介護への参加が遅れている原因についてどう思いますか。		
1	男性の仕事が忙しすぎる	24	16.7%
2	男性の意識に問題がある	79	54.8%
3	男性が家事・育児・介護等の技能を習得する機会がない	16	11.1%
4	世間体を気にする	5	3.5%
5	その他	7	4.9%
6	無記入・部分無効	13	9.0%
問13	社会にはいろいろな面で男女不平等があるといわれていますが、不平等が生じる原因はどこにあると思いますか。		
1	男女の身体的・生理的な違い	43	14.0%
2	男女の役割についての固定観念	92	30.0%
3	社会通念やしきたり・習慣	68	22.2%
4	法律や制度上の差	15	4.9%
5	男女差の自覚やお互いの理解の不足	67	21.8%
6	男女不平等な点はない	5	1.6%
7	わからない	8	2.6%
8	その他	1	0.3%
9	無記入・部分無効	8	2.6%

問14	女性の働き方についておたずねします。あなたが、女性の望ましい働き方と思うのはどれですか。		
1	結婚や出産に関わらず仕事を続ける（産休や育休を取得する場合を含む）	56	38.8%
2	子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事を続ける	28	19.4%
3	子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事を続ける	22	15.3%
4	出産するまでは仕事をするが、子どもができたらか家事や育児に専念する	8	5.6%
5	結婚するまでは仕事をして、結婚後は家事に専念する	3	2.1%
6	仕事をしない	1	0.7%
7	その他	9	6.3%
8	無記入・部分無効	17	11.8%
問15	あなたは家庭と仕事の両立はできていると思いますか。		
1	思う	42	29.1%
2	思わない（家庭が優位）	6	4.2%
3	思わない（仕事に優位）	21	14.6%
4	どちらともいえない	37	25.7%
5	わからない	11	7.6%
6	その他	8	5.6%
7	無記入・部分無効	19	13.2%
問16	あなたは家庭と仕事の両立する条件は、特に何が必要であると思いますか。		
1	労働時間の短縮	13	9.0%
2	職場や家庭での理解	63	43.7%
3	子育て支援制度の充実	18	12.5%
4	育児や家事の男女協力	22	15.3%
5	復帰後の処遇	2	1.4%
6	その他	3	2.1%
7	無記入・部分無効	23	16.0%
問17	あなたは、女性が働く上で、支障となることはどのようなことだと思いますか。		
1	家事の負担が大きいこと	80	21.6%
2	夫や子どもの世話の負担が大きいこと	61	16.4%
3	高齢者等家族の介護の負担が大きいこと	51	13.7%
4	夫や子どもなど家族の理解や協力が少ないこと	41	11.1%
5	職場で男女格差があること	15	4.1%
6	職場で結婚・出産時に退職の慣例があること	15	4.1%
7	夫の転勤や長時間労働があること	14	3.8%
8	女性の就職先自体が少ないこと	22	5.9%
9	保育所不足など子育て支援体制が十分ではないこと	32	8.6%
10	老人福祉施設など介護サービスを利用しにくいこと	15	4.1%
11	支障となることはない	5	1.4%
12	その他	1	0.3%
13	無記入・部分無効	18	4.9%

問18	あなたは、これまでに育児休業（産休を除く）や介護休業を取得したことがありますか。		
ア	育児休業（産休を除く）		
1	取得したことがある	12	8.3%
2	取得したことがない	108	75.0%
3	無記入・部分無効	24	16.7%
イ	介護休業		
1	取得したことがある	1	0.7%
2	取得したことがない	119	82.6%
3	無記入・部分無効	24	16.7%
問19	職場での男女の扱いについては、平等になっていると思いますか。アからクの項目についてそれぞれお答えください。		
ア	募集・採用では		
1	どちらかといえば男性の方が優遇されている	39	27.1%
2	ほぼ平等になっている	52	36.1%
3	どちらかといえば女性の方が優遇されている	3	2.1%
4	わからない	31	21.5%
5	無記入・部分無効	19	13.2%
イ	賃金・昇給では		
1	どちらかといえば男性の方が優遇されている	67	46.6%
2	ほぼ平等になっている	31	21.5%
3	どちらかといえば女性の方が優遇されている	0	0.0%
4	わからない	29	20.1%
5	無記入・部分無効	17	11.8%
ウ	昇進・昇格では		
1	どちらかといえば男性の方が優遇されている	68	47.2%
2	ほぼ平等になっている	24	16.7%
3	どちらかといえば女性の方が優遇されている	2	1.4%
4	わからない	32	22.2%
5	無記入・部分無効	18	12.5%
エ	仕事の内容では		
1	どちらかといえば男性の方が優遇されている	46	32.0%
2	ほぼ平等になっている	34	23.6%
3	どちらかといえば女性の方が優遇されている	10	6.9%
4	わからない	35	24.3%
5	無記入・部分無効	19	13.2%
オ	退職・解雇では		
1	どちらかといえば男性の方が優遇されている	21	14.6%
2	ほぼ平等になっている	54	37.5%
3	どちらかといえば女性の方が優遇されている	3	2.1%
4	わからない	47	32.6%
5	無記入・部分無効	19	13.2%
カ	能力評価・査定では		
1	どちらかといえば男性の方が優遇されている	36	25.0%
2	ほぼ平等になっている	44	30.6%
3	どちらかといえば女性の方が優遇されている	0	0.0%
4	わからない	44	30.5%
5	無記入・部分無効	20	13.9%
キ	教育訓練・研修では		
1	どちらかといえば男性の方が優遇されている	22	15.3%
2	ほぼ平等になっている	64	44.4%
3	どちらかといえば女性の方が優遇されている	2	1.4%
4	わからない	37	25.7%
5	無記入・部分無効	19	13.2%

ク	有給休暇の取得では		
1	どちらかといえば男性の方が優遇されている	5	3.5%
2	ほぼ平等になっている	74	51.4%
3	どちらかといえば女性の方が優遇されている	14	9.7%
4	わからない	32	22.2%
5	無記入・部分無効	19	13.2%
問20	日常生活における「仕事や家事」「家庭生活（プライベートな時間／趣味や学習・地域活動など）」のバランスについて、アあなたの希望する（理想とする）優先度、イ実際の（現実の）優先度をお答えください。		
ア	あなたの希望する（理想とする）優先度		
1	仕事を優先したい	3	2.1%
2	家事を優先したい	10	6.9%
3	家庭生活（プライベートな時間）を優先したい	37	25.7%
4	仕事と家庭生活（プライベートな時間）を両立したい	78	54.2%
5	無記入・部分無効	16	11.1%
イ	実際の（現実の）優先度		
1	仕事を優先している	54	37.5%
2	家事を優先している	18	12.5%
3	家庭生活（プライベートな時間）を優先している	19	13.2%
4	仕事と家庭生活（プライベートな時間）を両立している	37	25.7%
5	無記入・部分無効	16	11.1%
問21	男女がともに、仕事と家庭の両立を図るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。		
1	労働時間を短縮すること	30	8.8%
2	転勤や配置転換などに配慮すること	22	6.4%
3	在宅勤務やフレックスタイム制（※1）を取り入れること	21	6.1%
4	育児・介護休業を気兼ねなく利用できる職場環境づくり	64	18.8%
5	育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること	29	8.5%
6	育児・介護休業中の給付金を充実すること	21	6.1%
7	育児などで退職した者を再雇用する制度を取り入れること	36	10.5%
8	職場復帰のための研修や職業訓練などの機会を充実すること	10	2.9%
9	職場内に保育施設を整備すること	11	3.2%
10	保育所の保育時間延長など、保育サービスを充実すること	27	7.9%
11	高齢者や病人の介護サービスを充実すること	45	13.2%
12	その他	0	0.0%
13	わからない	8	2.3%
14	無記入・部分無効	18	5.3%
問22	セクシュアル・ハラスメントが問題となっておりますが、あなたは、身近でセクシュアル・ハラスメントを経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。		
1	自分が直接経験したことがある	13	7.9%
2	自分のまわりに経験した人がいる	13	7.9%
3	一般的な知識として知っている	95	58.0%
4	詳しくはわからないが、言葉としては見聞きしたことがある	22	13.4%
5	セクシュアル・ハラスメントのことを知らなかった	4	2.4%
6	無記入・部分無効	17	10.4%
問23	あなたは、身近でパワー・ハラスメントを経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。		
1	自分が直接経験したことがある	25	14.4%
2	自分のまわりに経験した人がいる	28	16.1%
3	一般的な知識として知っている	75	43.1%
4	詳しくはわからないが、言葉としては見聞きしたことがある	25	14.4%
5	パワー・ハラスメントのことを知らなかった	3	1.7%
6	無記入・部分無効	18	10.3%

問24	配偶者や親しい異性間（恋人等）での暴力（加害・被害）経験はありますか。		
1	暴力を受けたことがある	10	6.9%
2	暴力を加えたことがある	2	1.4%
3	暴力を受けたこともあり、加えたこともある	2	1.4%
4	暴力を受けたこともなく、加えたこともない	114	79.2%
5	無記入・部分無効	16	11.1%
問25	あなたは、結婚と家庭に関する次のような考えについて、どのように思いますか。アからキのそれぞれについてお答えください。		
ア	結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい		
1	そう思う	67	46.5%
2	どちらかといえばそう思う	27	18.8%
3	どちらかといえばそう思わない	16	11.1%
4	そう思わない	15	10.4%
5	わからない	4	2.8%
6	無記入・部分無効	15	10.4%
イ	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（「男は仕事、女は家庭」という考え方）		
1	そう思う	3	2.1%
2	どちらかといえばそう思う	18	12.5%
3	どちらかといえばそう思わない	28	19.4%
4	そう思わない	72	50.0%
5	わからない	6	4.2%
6	無記入・部分無効	17	11.8%
ウ	女性は結婚したら、自分自身のことより夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい		
1	そう思う	6	4.2%
2	どちらかといえばそう思う	38	26.4%
3	どちらかといえばそう思わない	22	15.3%
4	そう思わない	56	38.8%
5	わからない	8	5.6%
6	無記入・部分無効	14	9.7%
エ	結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない		
1	そう思う	40	27.7%
2	どちらかといえばそう思う	21	14.6%
3	どちらかといえばそう思わない	27	18.8%
4	そう思わない	31	21.5%
5	わからない	9	6.3%
6	無記入・部分無効	16	11.1%
オ	結婚しない人や晩婚化が進んでいるのは、女性の家事や育児の負担感が大きいためである		
1	そう思う	14	9.7%
2	どちらかといえばそう思う	29	20.2%
3	どちらかといえばそう思わない	12	8.3%
4	そう思わない	60	41.7%
5	わからない	15	10.4%
6	無記入・部分無効	14	9.7%
カ	結婚しない人や晩婚化が進んでいるのは、経済的な理由によるところが大きい		
1	そう思う	21	14.6%
2	どちらかといえばそう思う	34	23.6%
3	どちらかといえばそう思わない	17	11.8%
4	そう思わない	39	27.1%
5	わからない	18	12.5%
6	無記入・部分無効	15	10.4%

キ	男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参画するべきである		
1	そう思う	40	27.7%
2	どちらかといえばそう思う	71	49.3%
3	どちらかといえばそう思わない	6	4.2%
4	そう思わない	2	1.4%
5	わからない	9	6.3%
6	無記入・部分無効	16	11.1%
問26	あなたは、子どもの育て方について、どのように考えますか。		
1	男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる	95	21.4%
2	男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる	71	16.1%
3	男女ともに、社会人として自立できるように育てる	105	23.7%
4	男女ともに、性に関する正しい知識と理解を身につけさせる	55	12.4%
5	男は外で働き、女は家庭を守るように育てる	2	0.5%
6	男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる	15	3.4%
7	子どもの個性に応じて育てる	82	18.6%
8	その他	2	0.5%
9	無記入・部分無効	15	3.4%
問27	あなたは、「女らしく、男らしく」という考え方、しつけ方をどう思いますか。		
1	賛同する	25	17.4%
2	賛同しない	31	21.5%
3	どちらでもない	70	48.6%
4	無記入・部分無効	18	12.5%
問28	子育てにおいて、男の子・女の子を区別しますか。		
ア	言葉づかい		
1	区分していない	43	29.9%
2	区分しているかもしれない	61	42.3%
3	区分している	20	13.9%
4	無記入・部分無効	20	13.9%
イ	服装		
1	区分していない	30	20.8%
2	区分しているかもしれない	44	30.6%
3	区分している	49	34.0%
4	無記入・部分無効	21	14.6%
ウ	遊びの内容		
1	区分していない	54	37.5%
2	区分しているかもしれない	51	35.4%
3	区分している	18	12.5%
4	無記入・部分無効	21	14.6%
エ	家庭での手伝い		
1	区分していない	80	55.5%
2	区分しているかもしれない	34	23.6%
3	区分している	9	6.3%
4	無記入・部分無効	21	14.6%
オ	進学・就職		
1	区分していない	81	56.2%
2	区分しているかもしれない	31	21.5%
3	区分している	9	6.3%
4	無記入・部分無効	23	16.0%

問29	あなたは、次にあげるような家庭内の仕事を、主に誰が分担するのが理想だと思いますか。アから力についてお答えください。	
ア	掃除・洗濯	
1	主に夫	2 1.4%
2	主に妻	25 17.4%
3	夫婦が協力して	53 36.8%
4	家族が協力して	49 34.0%
5	主に子ども	0 0.0%
6	その他の人	0 0.0%
7	無記入・部分無効	15 10.4%
イ	食事のしたく	
1	主に夫	1 0.7%
2	主に妻	48 33.4%
3	夫婦が協力して	47 32.6%
4	家族が協力して	32 22.2%
5	主に子ども	0 0.0%
6	その他の人	0 0.0%
7	無記入・部分無効	16 11.1%
ウ	食事の後片付け・食器洗い	
1	主に夫	3 2.1%
2	主に妻	23 16.0%
3	夫婦が協力して	51 35.4%
4	家族が協力して	52 36.1%
5	主に子ども	0 0.0%
6	その他の人	0 0.0%
7	無記入・部分無効	15 10.4%
エ	日常の家計の管理	
1	主に夫	2 1.4%
2	主に妻	55 38.2%
3	夫婦が協力して	57 39.6%
4	家族が協力して	14 9.7%
5	主に子ども	0 0.0%
6	その他の人	0 0.0%
7	無記入・部分無効	16 11.1%
オ	子育て（育児・しつけ）	
1	主に夫	0 0.0%
2	主に妻	11 7.6%
3	夫婦が協力して	83 57.7%
4	家族が協力して	31 21.5%
5	主に子ども	0 0.0%
6	その他の人	1 0.7%
7	無記入・部分無効	18 12.5%
カ	家族の介護や看護	
1	主に夫	0 0.0%
2	主に妻	6 4.2%
3	夫婦が協力して	57 39.6%
4	家族が協力して	61 42.3%
5	主に子ども	0 0.0%
6	その他の人	2 1.4%
7	無記入・部分無効	18 12.5%

問30	それでは、あなたは家庭では、次にあげるような家庭内の仕事を、実際に誰が分担していますか。アからカについてお答えください。		
ア	掃除・洗濯		
1	主に夫	4	2.8%
2	主に妻	92	63.9%
3	夫婦が協力して	13	9.0%
4	家族が協力して	12	8.3%
5	主に子ども	0	0.0%
6	その他の人	3	2.1%
7	無記入・部分無効	20	13.9%
イ	食事のしたく		
1	主に夫	8	5.5%
2	主に妻	97	66.9%
3	夫婦が協力して	13	9.0%
4	家族が協力して	6	4.1%
5	主に子ども	0	0.0%
6	その他の人	2	1.4%
7	無記入・部分無効	19	13.1%
ウ	食事の後片付け・食器洗い		
1	主に夫	6	4.2%
2	主に妻	81	56.2%
3	夫婦が協力して	18	12.5%
4	家族が協力して	16	11.1%
5	主に子ども	0	0.0%
6	その他の人	3	2.1%
7	無記入・部分無効	20	13.9%
エ	日常の家計の管理		
1	主に夫	8	5.6%
2	主に妻	89	61.8%
3	夫婦が協力して	16	11.1%
4	家族が協力して	6	4.2%
5	主に子ども	1	0.7%
6	その他の人	3	2.1%
7	無記入・部分無効	21	14.5%
オ	子育て（育児・しつけ）		
1	主に夫	1	0.7%
2	主に妻	46	31.9%
3	夫婦が協力して	53	36.8%
4	家族が協力して	9	6.3%
5	主に子ども	0	0.0%
6	その他の人	5	3.5%
7	無記入・部分無効	30	20.8%
カ	家族の介護や看護		
1	主に夫	4	2.8%
2	主に妻	44	30.5%
3	夫婦が協力して	41	28.5%
4	家族が協力して	22	15.3%
5	主に子ども	0	0.0%
6	その他の人	5	3.5%
7	無記入・部分無効	28	19.4%

問31	あなたは、次のような地域活動に参加していますか。		
1	自治会、婦人会、老人会、PTA、子ども会などの活動	69	33.8%
2	趣味や教養、スポーツ、レクリエーションに関する活動	45	22.0%
3	リサイクル、環境保護、まちづくりなどの活動	17	8.3%
4	福祉・ボランティア・NPOなどの活動	16	7.8%
5	防災・防犯などの地域活動	24	11.8%
6	職業技術や資格の取得に関する活動	2	1.0%
7	ホームステイ受け入れや海外ボランティアなど国際交流活動	3	1.5%
8	行政の各種委員会や審議会の委員などの公的活動	15	7.4%
9	その他	4	2.0%
10	特に参加していない	0	0.0%
11	無記入・部分無効	9	4.4%
問32	あなたの住んでいる地域での様々な活動において、次のような男女間の格差がありますか。		
1	会議や行事などで女性が飲食の世話や後片付けをすることが多い	60	27.7%
2	会議や行事などで女性が意見を言いにくい、意見を取り上げてもらにくい	15	6.9%
3	役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい	28	12.9%
4	地域の行事で女性が参加できないものがあるなど、男性と差がある	15	6.9%
5	地域の活動に女性が少ないため歓迎される	10	4.6%
6	地域の活動には女性の方が積極的に活発である	10	4.6%
7	その他	1	0.5%
8	わからない	41	18.9%
9	特に男女格差はない	25	11.5%
10	無記入・部分無効	12	5.5%
問33	あなたの住んでいる地域での様々な活動において、松野町の男女共同参画を積極的に進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。		
1	地域の社会通念や慣習を改めるための啓発活動を充実すること	35	13.0%
2	地域活動のリーダーに女性を積極的に登用すること	24	8.9%
3	女性のリーダーを養成するための講習会などを開催すること	8	3.0%
4	様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること	51	18.8%
5	地域活動やボランティア活動についての情報提供を充実すること	33	12.2%
6	男性も女性も積極的に地域活動に参加すること	50	18.5%
7	家族の理解と協力を得ること	25	9.3%
8	その他	1	0.4%
9	わからない	29	10.7%
10	無記入・部分無効	14	5.2%
問34	あなたは、テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどのメディアにおける性・暴力表現について、どのような点が問題があると思いますか。		
1	女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている	32	13.6%
2	社会全体の性に関する道徳観や倫理観が損なわれている	53	22.6%
3	女性に対する暴力を助長している	11	4.7%
4	子どもに対する虐待や性犯罪を助長している	23	9.8%
5	そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている	36	15.3%
6	自分自身が、そのような表現を望まないもので不快に感じる	37	15.7%
7	その他	4	1.7%
8	特に問題があるとは思わない	16	6.8%
9	無記入・部分無効	23	9.8%

問35	あなたは、ドメスティック・バイオレンスについて経験したり、見聞きたりしたことがありますか。		
1	自分が直接経験したことがある	7	4.6%
2	自分のまわりに経験した人がいる	9	5.9%
3	一般的な知識として知っている	86	56.2%
4	詳しくはわからないが、言葉としては見聞きたことがある	24	15.7%
5	ドメスティック・バイオレンスのことを全く知らなかった	6	3.9%
6	無記入・部分無効	21	13.7%
問36	(問35で1または2と回答された方に) あなたは、経験したことや見聞きたことを、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。		
1	家族や親戚に相談した	7	29.1%
2	友人や知人に相談した	9	37.5%
3	警察に連絡・相談した	1	4.2%
4	法務局や県庁、役場などに相談した	0	0.0%
5	配偶者暴力相談支援センター（愛媛県福祉総合支援センター等）に相談した	0	0.0%
6	えひめ性暴力被害者支援センターに相談した	0	0.0%
7	医療関係者（医師・看護師など）に相談した	1	4.2%
8	弁護士に相談した	0	0.0%
9	その他	0	0.0%
10	どこ（誰）にも相談しなかった	6	25.0%
11	無記入・部分無効	0	0.0%
問37	(問36で10と回答された方に) あなたが「どこ（誰）にも相談しなかった」のは、どのような理由からですか。		
1	どこに相談してよいか、わからなかったから	2	25.0%
2	恥ずかしくて誰にも言えなかったから	0	0.0%
3	相談しても無駄だと思ったから	1	12.5%
4	相談したことがわかったと、仕返しや、もっとひどいことをされると思ったから	0	0.0%
5	相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをと思ったから	0	0.0%
6	自分さえ我慢すれば何とかこのままやっているとと思ったから	1	12.5%
7	世間体が悪いから	0	0.0%
8	友人や知人に迷惑をかけたくなかったから	1	12.5%
9	そのことについて思い出したくなかったから	0	0.0%
10	自分で何とかしないといけないと思ったから	0	0.0%
11	相談するほどのことではないと思ったから	1	12.5%
12	その他	1	12.5%
13	無記入・部分無効	1	12.5%
問38	(問35で3.4.5と回答された方に) 今後、ドメスティック・バイオレンスを防ぐためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。		
1	ドメスティック・バイオレンスを防止するための広報・啓発活動を積極的に行う	22	8.3%
2	家庭や学校で暴力を防止するための教育の充実を図る	35	13.2%
3	職場や地域で暴力を防止するための研修などの充実を図る	19	7.1%
4	被害者が相談しやすい環境づくりを図る	77	28.9%
5	被害者が援助を求めやすくするための情報提供を充実する	29	10.9%
6	被害者の一時保護などを行う「シェルター」の設置等を図る	16	6.0%
7	加害者への罰則を強化する	35	13.2%
8	暴力を助長する恐れのある情報（ビデオ・雑誌やインターネット等）を規制する	25	9.4%
9	その他	2	0.8%
10	特にない	1	0.4%
11	無記入・部分無効	5	1.9%

問39	およそ5年前と比べて、あなたは、女性に対する人権意識や地位は、どの程度改善してきたと思いますか。		
1	非常に改善してきたと思う	9	6.3%
2	どちらかといえば改善していると思う	59	40.9%
3	以前と変わらないと思う	34	23.6%
4	どちらかといえば悪くなっていると思う	1	0.7%
5	わからない	24	16.7%
6	無記入・部分無効	17	11.8%
問40	今後、男性と女性がともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。		
1	男性が家事などを行うことへの男性自身の抵抗感をなくすこと	32	9.4%
2	男性が家事などを行うことへの女性自身の抵抗感をなくすこと	8	2.3%
3	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	56	16.4%
4	「男は仕事、女は家庭」といった固定的な考え方を押しつけないこと	50	14.6%
5	年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担について理解を示すこと	26	7.6%
6	労働時間の短縮などにより仕事以外の時間を増やすこと	20	5.8%
7	男女ともに働きやすい環境を整える	40	11.7%
8	男女ともに育児休業や介護休業を取りやすい環境を整えること	37	10.8%
9	男女ともに家庭生活等に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと	5	1.5%
10	家事等への参加のための仲間（ネットワーク）づくりを進めること	5	1.5%
11	家庭と仕事の両立などの問題について、男女ともに相談しやすい窓口を設けること	8	2.3%
12	男女を問わず家事・子育てに積極的に参加できるよう環境を整えること	35	10.2%
13	その他	1	0.3%
14	無記入・部分無効	19	5.6%
問41	あなたは、次にあげる用語の意味をご存じでしたか。		
ア	男女共同参画社会基本法		
1	内容まで知っている	6	4.2%
2	名前を見聞きしたことがある	71	49.3%
3	知らなかった	49	34.0%
4	無記入・部分無効	18	12.5%
イ	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）		
1	内容まで知っている	10	6.9%
2	名前を見聞きしたことがある	89	61.8%
3	知らなかった	29	20.1%
4	無記入・部分無効	16	11.1%
ウ	ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）		
1	内容まで知っている	15	10.4%
2	名前を見聞きしたことがある	43	29.9%
3	知らなかった	69	47.9%
4	無記入・部分無効	17	11.8%
エ	積極的改善措置「ポジティブアクション」		
1	内容まで知っている	1	0.7%
2	名前を見聞きしたことがある	24	16.7%
3	知らなかった	103	71.5%
4	無記入・部分無効	16	11.1%

オ	ワーク・ライフ・バランス		
1	内容まで知っている	10	6.9%
2	名前を見聞きしたことがある	36	25.0%
3	知らなかった	81	56.3%
4	無記入・部分無効	17	11.8%
問42	男女共同参画を積極的に進めるために、今後、松野町はどのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。		
1	男女共同参画を推進する条例を制定する	16	5.2%
2	女性の生き方に関する情報提供や交流・相談の場、教育などのセンターをつくる	17	5.6%
3	男女共同参画社会づくりのための講座や広報など啓発活動をする	43	14.1%
4	男女共同参画を推進する女性団体の活動支援や女性リーダーの育成をする	11	3.6%
5	男性の家事能力を高めるような講座を行う	24	7.9%
6	審議会などの行政の政策方針を決定する場に女性の参画を促進する	14	4.6%
7	地域団体の長などに女性を増やす	12	3.9%
8	学校教育の場で男女の平等についての学習を充実する	36	11.8%
9	ドメスティック・バイオレンス（DV）など、あらゆる暴力の根絶と救済支援を行う	13	4.3%
10	経営者・事業主を対象に雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する	23	7.5%
11	保育・介護サービスの充実や育児・介護休業制度の普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える	67	22.0%
12	各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する	3	1.0%
13	その他	1	0.3%
14	無記入・部分無効	25	8.2%

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渕内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確

保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(平一一法一六〇・一部改正)
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に

関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がし

た免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、

次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時

において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定に

よる命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消

した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、

最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施

行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業
生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会
基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活
躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を
明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活におけ
る活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活におけ
る活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高
齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力
ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す
る採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積
極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場
における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性
と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育
児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその
他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、
男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活にお
ける活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を
行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的
な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両

立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うこと

ができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三

十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正)

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。))の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有

用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反

した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二及び三 略
- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限

る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。